

参 考 资 料

用語集

あ 行

愛護団体登録制度 (p46,47,57,66,74,84)

河川・海岸・道路・港湾・漁港・都市公園等の清掃・美化活動に取り組む団体を愛護団体として登録し、行政が登録団体の活動に対し支援を行う制度のこと。

東の御嶽 (シヌグ堂) (p74)

旧暦の6月28日と8月28日の年2回「シヌグ祭り」が行われることから、シヌグ堂とも呼ばれている。シヌグ祭りは、昔、戦に敗れた南山の「平良忠臣」とその一味7~8名が浜に渡って、シヌグ堂に身を隠し、住民に頼んで島の周辺を警戒させて難を凌いだという故事から始まっている。

安慶名城跡 (p6,14,16,17,29,36,37,53,56)

国指定史跡。14世紀に安慶名大川按司が築いたと伝えられる。15世紀頃に最盛期を迎えたが、やがて中山軍により滅ぼされたという。

アダプトプログラム (p40,46)

アダプト (ADOPT) とは英語で「養子縁組する」の意味。地域住民や企業等がボランティアとなり、道路や公園等の一定の公共の場所を養子と見立て、定期的・継続的に清掃・美化活動を行い、行政がこれを支援する制度のこと。

アマミチューの墓 (p71,74)

勝連浜比嘉の東方海岸にアマンジと呼ばれる岩屋の小島があり、そこには洞穴を囲い込んだ墓がある。地元では沖縄を誕生させた、琉球開闢伝説の祖神アマミチュー、シルミチューの男女二神及び他の神が祀られていると伝えられている。毎年、年頭拝

みには比嘉のノロ (祝女) が中心となって島の人々が多数参加して豊饒・無病息災・子孫繁栄を祈願している。

EM (p49)

Effective (有用) Microorganisms (微生物群) の略語。EMに含まれる主な微生物は、乳酸菌、酵母、光合成細菌、糸状菌、放線菌。琉球大学農学部の比嘉照夫教授が開発した。当初は農業分野向けの土壌改良材であったが、現在では様々な分野で広く使われるようになった。

伊計グスク (p83)

伊計島に隣接する岩山でイチーグシクとも呼ばれている。最高標値は48.8m。陶磁器やグスク土器、須恵器等が出土した。

伊波貝塚 (p40,50,62,65,66)

大正9年 (1920年) に大山柏氏によって発見された縄文時代後期 (沖縄貝塚時代前期頃) を代表する貝塚。ここから出土した土器は、「伊波式土器」と名付けられた。

伊波城跡

(p6,14,16,17,29,36,37,39,40,50,61,62,65~67)

県指定史跡。13世紀に伊波按司が築いたと伝えられる。5代目伊波按司が首里に移った際に廃城となり、現在は御嶽として崇められている。

一時避難場所 (p13)

災害時の危険を回避するために一時的に避難する場所、又は帰宅困難者が公共交通機関が回復するまで待機する場所のことで、公園等の敷地内に建造物の無い場所が指定されている場合が多い。

犬名河 (p83)

伊計島の北西の海岸沿いの崖下であり、石段の坂道を下った場所にある。昔、崖下からずぶ濡れになった犬が上って来たのを見た農夫が、下りて行ってみると、こんこんと水が湧き出ている泉があったことから、インナガーと言われるようになったと伝えられている。

御嶽 (p6, 14, 16, 17, 18, 29, 36, 44)

沖縄地方において、村の中心となる聖地。御嶽の多くは森の空間や井泉や川等で、島そのものであることもある。

大田坂 (p53, 56)

今から約 200 年前に、あかばんだ掟と玉城親雲上と上門小ビニーの 3 人によってつくられたと言われている。石灰岩を敷き詰めた石畳の道で、幅 2~3m、全長約 300m あり。首里王府から各間切を繋ぐ宿道（現在の国道）として利用されていた。

NPO : Non Profit Organization (p1, 23, 48, 49, 88, 90)

行政や企業とは独立した存在として、福祉・環境・まちづくり等の様々な分野の社会的な公益活動を行う民間非営利組織・団体。なお、特定非営利活動促進法（NPO 法）による認証を受けた特定非営利活動法人（NPO 法人）に限らない。

屋上緑化 (p30, 47, 48)

建築物の屋上部分に緑化を行うこと。これにより、ヒートアイランド現象の緩和や夏季の室内温度上昇の軽減等による省エネルギー効果、都市における自然的環境の創出といった効果が期待できる。

か 行

ガーラ缸 (p71, 74)

昭和 3 年（1928 年）の天皇即位の年に、

饒辺に住む学童が与勝尋常高等小学校への通学路として、ガーラの山林を切り通して長い年月をかけ建設された。高さ 5m、幅 2m、横断延長 5m のアーチ型の石缸である。その上から通行人等が通って重圧をかければかけるほど石缸がしまってますます固くなるようにつくられている。

風の道 (p12, 34)

ヒートアイランド現象に係る対策として、郊外から都市内に吹き込む風の通り道をつくり、都市中心部で暑くなった大気を冷やすことができるという考え方。

勝連城跡 (p6, 14, 16, 17, 18, 23, 25, 29, 36, 37, 39~41, 44, 50, 70, 71, 74~76, 85)

国指定史跡。平成 12 年（2000 年）12 月に世界遺産に登録。12 世紀~13 世紀に勝連按司が築いたと伝えられる。最後の城主である阿麻和利は、琉球王国に抵抗する有力な按司だったため、中山軍により 1458 年に滅ぼされたという。

嘉手苺観音堂 (p62, 65)

5 代目の伊波按司が、日秀上人に勧進して建立されたお堂であると伝えられている。始めは伊波の城下に建てられていたが、2 度も火災に見舞われ、現在の場所、嘉手苺に移転されている。嘉手苺観音堂は子育て観音様としても崇められ、各地から参拝者が訪れる。字嘉手苺では旧暦の 1 月 7 日には観音堂に田芋をお供えし、村の繁栄を祈願する年頭の行事が行われている。

兼筒段グスク (p56)

グスク時代の遺跡で、標高 85m の丘に立地し、丘頂上と中段に 2 つの広場がある。

急傾斜地崩壊危険箇所

(p12, 13, 21, 34, 43, 59, 68, 77, 86)

土砂崩れの危険性があり、5 戸以上の人家あるいは公共施設に被害をもたらす可能

性のある急傾斜地(傾斜度 30 度以上、高さ 5m 以上の崖)及び近接地のこと。このうち、急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律第 3 条で指定された区域を急傾斜地崩壊危険区域と呼ぶ。

旧天願橋 (p53)

別名ターチー橋。昭和 9 年(1934 年)頃に、旧天願川に架けられたコンクリート橋で、ゆったりとしたアーチを描く欄干のデザインが美しく、この橋を中心にした天願川の風景が、当時の「南沖縄八景」に選定された。戦争中、米軍の侵攻をくい止める為に、昭和 20 年(1945 年)3 月末~4 月初旬、日本軍によって爆破された。

緊急輸送路 (p12,13,34,35)

災害発生時における被災者の避難及び救急救助活動、物資の供給、諸施設の復旧等の応急対策活動のために利用する道路として指定する路線のこと。

グリーンバンク (p49)

一般家庭・事業所・公共施設等において、引っ越し等で不要となった樹木や草花の情報を、必要な方に提供するシステムのこと。

景観重要公共施設 (p45,46)

景観行政団体の長が、景観法の規定により、景観計画区域内において指定した景観上重要な公共施設(道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港等)のこと。

景観重要樹木 (p44)

景観行政団体の長が、景観法の規定により、景観計画区域内において指定した地域の景観上の核となるような樹木のこと。

広域避難場所 (p13)

地方自治体が指定した大人数収容できる避難場所のことで、地震等の大きな災害時

に使用される。

コミュニティ (p40,58,67,76,85)

まち、住宅地、集落等、地域性や共同性という条件で構成されている地域社会のこと。地域共同体。

さ 行

サターヤの煙突 (p74)

平敷屋の製糖工場は、1940 年(昭和 15 年)に 11 組の旧サターヤ組が合併して新設されたが、僅か 4 ヶ月操業しただけで、去る大戦により破壊された。現在はレンガ造りの煙突だけがあり、当時を物語る弾痕も残っている。県内で現存するものが少なく、戦跡としても貴重な文化財である。

サンダンカ(山丹花・三段花)(p48)

アカネ科の常緑低木。沖縄県の三大名花の 1 つ。

自生種 (p40,44,50,56,65,66,74,75,83)

ある地域に古くから自生している植物の種類。

シヌグ堂遺跡 (p80,85)

縄文時代晩期頃(沖縄貝塚時代中期)を代表する約 3 万 m²の広大な集落跡である。標高 100m の丘陵上から東側の崖下にかけて形成されている。

借地公園制度 (p46)

平成 16 年(2004 年)の都市公園法改正により、借地契約期間が満了した際に都市公園を廃止することができることを明確化したため、借地公園の活用が図りやすくなった(法第 16 条第 3 号)。市は用地を購入する必要が無く、土地所有者は固定資産税等が非課税(無償提供の場合)になるため土地を手放すことなく維持費を抑えられ、双方に利点のある仕組みである。

ジョーミーチャー墓 (p53)

いつ頃に築造されたか明らかではないが、墓の構造は山の中腹から下にかけて削り落として横穴式にくり抜いたもので、架橋の下に大小3つの小さな前門がある。この墓には「兼箇段大主」「テビージ」「根人」「杵ガン」「根神」「祝女」「アジガユー」「門ミーチャーカシラユー」「ナカヌユー」等の遺骨が納められていると言われており、兼箇段ではこれらの霊を慰めるため、昭和38年(1963年)旧暦5月に墓の蓋石を新調し、ここに祀る個人の名を刻記し、後世に伝えるとともに墓の現状維持に努めている。

シルミチュー (p74)

勝連浜比嘉島比嘉の南南東端の森の中に大きな洞穴があり、琉球開闢伝説の祖神、アマミチュー、シルミチューの居住したところと伝えられている。洞穴内には鍾乳洞の陰石があり、子宝の授かる霊石として崇拜され、信仰圏の広い貴重な場である。

た 行

高嶺遺跡 (p80,85)

宮城島で一番高い所で標高120mにある。縄文時代晩期頃(沖縄貝塚時代中期)の集落跡で、遺跡内には「火立毛」の跡と言われている石碑がある。

田場ガー (p53,56)

別名ウブガーとも呼ばれ、古くから地域で正月の若水、子どもが生まれた時のカーウリー・産水、生活・農業用水等に利用されてきた。湧き口を囲んだ2つの池と水神を祀った祠、池の水貯めをするマグサ、歩き道の石敷き、2ヶ所の降り口、洗濯場がある。平成11年(1999年)に正面上部が一部崩壊したが、区民始め関係者の努力により平成16年(2004年)に修復され、現在も字行事として旧暦正月にカー拝みが執り行われている。

地域森林計画対象民有林 (p25,28,43)

都道府県知事が5年毎に策定する、森林の基本的な事項に関する10年計画(地域森林計画)が対象とする民有林。

地区計画 (p25,28,41,48)

地区毎に建築物の建築形態、道路や公園等の公共施設等の配置等について地権者等の意見を反映して定め、それぞれの地区の特性に相応しい良好な環境を整備、保全するために定められる計画のこと。

地すべり危険箇所 (p12,13,21,34,43,55,59)

地形図や過去の災害履歴等から判断して地すべりが発生する可能性がある場所のこと。

地すべり防止区域 (p12,13,21,34,43,77)

現に地すべりを起こしている地区又は地すべりをする恐れのある極めて大きい区域と、これと隣接する区域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、もしくは誘発する恐れのある極めて大きいもので、公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり等防止法第3条で地すべり防止区域として指定された地域のこと。

トカゲハゼ (p6,73)

スズキ目ハゼ科の魚。沖縄県及び環境省のレッドデータブックにおいて、それぞれ絶滅危惧種IA類に指定されている。日本では沖縄本島の中城湾沿岸及び大浦湾沿岸にのみ生息する。国外では中国南部、マレーシア、インドネシア、インド、北部オーストラリア沿岸等に分布する。

特別緑地保全地区 (p1,2,43)

都市の中のまとまりのある緑地を永続的に保全し、緑豊かな街の環境を維持するために指定する地区のこと。都市計画区域内において、無秩序な市街化の防止、公害又

は災害の防止となるもの、歴史的・文化的価値を有するもの、風致又は景観が優れているもの、動植物の生息地・生育地等となるもののいずれかに該当する緑地が指定の対象となる。特別緑地保全地区に指定されると、竹木の伐採等の様々な行為の規制が発生する。

都市計画区域 (p25,26)

都市計画法で定められた規制の対象となる地域のこと。都市計画区域は市町村の行政区域にとらわれず、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域を都道府県知事が指定する。都市計画区域において、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的に市街化を進める「市街化区域」と、市街化を抑制すべき「市街化調整区域」を定めることを「区域区分」という。「区域区分」が定められていない都市計画区域を「非線引き都市計画区域」という。

な 行

ナグスクワドゥン 宮城御殿 (p84)

通称カミヤーと言われているが、観音堂とも呼ばれている。昔、喜尾原神女が神のお告げによって、泊城のトウマイバマに大木が漂流することを知った民が、総出で大木を引き上げようとしたが大木は動かず、仲泊神女の仲泊ハーメーが大木に乗って音頭を取ると、簡単に陸へ上げることができたと伝えられている。宮城御殿は、その時の大木を利用したと言われているが、昭和 37 年(1962 年)にコンクリート造りの神殿に改築されている。

仲原遺跡 (p80,83)

縄文時代晩期(貝塚時代中期頃)の集落跡である。石囲いの堅穴住居跡 11 基が発見された。土器、石斧、磨石、凹石、骨製品、貝製品、人骨 5 体も出土している。現在は堅穴住居跡が復元整備されている。

ヌチシヌジガマ (p65)

地域住民によりメーヌティラ・ナカンティラ・クシヌティラ、テラガマと呼称されていたが、戦争時に嘉手苅や伊波の住民が避難した場所であったため、命をしのいだガマという意味で「ヌチシヌジガマ」と呼ばれるようになった。内部は整備され、平和学習・自然体験の場となっている。(参考文献:「うるま市内石川地域遺跡詳細分布調査(平成 18 年 3 月)」)

は 行

ビオスの丘 (p7,9,17,30,32,41,62)

石川嘉手苅にある亜熱帯植物園。洋蘭の栽培事業等に取り組んでいる。施設内では、沖縄本島内で確認されているトンボ 47 種(土着種)中 30 種、蝶 57 種(土着種)51 種類の出現が確認されている。

ビオトープ: Biotop (p45)

bio(バイオ:生命)と topos(トポス:場所)の合成語で「生物の生育空間」という意味。ドイツ連邦自然保護局では「有機的に結びついた生物群。すなわち生物社会(一定の組み合わせの種により構成される生物群集)の生息空間」と位置づけている。

風致地区 (p22,25,27,28,41,43,55,64,73,82)

都市計画法に基づく地域地区の 1 つ。都市の風致の維持保全を目的としており、指定を受けると建築物の建築や木竹の伐採等についての規制がある。

プレーパーク (p47)

「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーとした、子ども達が自由にやってみたい遊びができる遊び場のことで、冒険遊び場とも言う。プレーリーダーと呼ばれる子ども達の見守りや遊び相手となる常駐の大人や、地域のボランティアとともに自主運営しているところが多い。

壁面緑化 (p30,47,48,57)

ツタ類等で建物の外壁を覆ったり、ベランダにフラワーポットや花壇等を設置して外部から見える緑化空間を創出する方法のこと。

平敷屋タキノー (p71,76)

標高70m余りの小高い丘である。1727年脇地頭一領主としてこの地を配せられた平敷屋朝敏は、水不足になやむ農民のために、ため池を掘り、その時掘り出した土を盛り上げ築いたのがこの丘だと伝えられている。近年住宅化が進み、タキノーや池も整備改修がなされ昔と趣を異にしたが、勝連半島を取り巻く太平洋の見晴らせる素晴らしい景勝地である。昭和61年(1986年)には、和文学者であった朝敏の歌碑記念碑も建立された。

平安名ガー (p71,74)

平安名集落北側窪地にある村ガーで、前面に5m×5mの洗い場がある。ウフガーとも呼ぶように、勝連地域内で一番規模が大きい井泉である。伝説では、平安名主が、このカーを開いたと伝えられている。

保安林 (p25,28,43)

森林法に基づき、水源涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。

ポケットパーク (p46,48)

道路脇や街区内の空地等の僅かなスペースを利用した小さな公園又は休憩所のこと。

保全配慮地区 (p2)

みどりの基本計画で定める項目として都市緑地法第4条第2項にある「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であっ

て重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」。豊かな自然環境を有し、景観・生態系の保全、自然とのふれあいの場等として重要な区域を計画的に保全することを目的に設定する地区のこと。

ボランティア

(p46,47,49,58,66,67,76,80,85,88,90)

まちづくり等における様々な分野で、自発性、無償性(全くの無償に限らない)、奉仕性の原則に基づいて、共に喜びを持って市民生活を支え合いながら活動しようとする人々、又はその行為。

ま 行

マーラン船 (p83)

18世紀初めに中国福建省から船の技術が伝来し、琉球でも建造するようになり、改良型の馬艦船^{マーラン}が生まれた(別名やんばる船)。特徴として先が三角形に張り出し、先の両側には目が描かれ、真横から見ると船体は曲線をなし、2枚の帆が立てられている。

松くい虫 (p43)

森林害虫である「マツノマダラカミキリ」により媒介される「マツノザイセンチュウ」が引き起こす急激なマツ枯れのこと。正式名は「マツ材線虫病」。被害は全国的に広がっており、沖縄ではリュウキュウマツが大きな被害を受けている。

緑の政策大綱 (p26,39)

21世紀初頭までに緑豊かな生活環境を形成することを目指し、緑の保全、創出、活用に関わる施策の基本方向と目標を明確にし、これらを総合的に実施するため、平成6年(1994年)7月に国が定めた大綱のこと。

や 行

ユウナ (p48)

アオイ科の常緑高木。和名オオハマボウ（大浜朴）。樹皮の繊維が強く敷物や織物として利用される。

ユニバーサルデザイン（p39）

文化・言語の違い、老若男女の差異、障がい・能力の如何を問わずに、誰でも公平に・自由に・安全に・簡単に・楽に使えるよう配慮された施設・製品・情報等の設計（デザイン）のこと。

用途地域（p25,26）

都市機能の維持増進、住環境の保護等を目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途、容積率、建蔽率及び各種の高さについて制限するために設定される地域。

与佐次河（p83）

平安座島ではウブイガーとも呼び、子どもの誕生には、産水として汲んできた。また、ウビナディーは正月3日に門中一族がユサチガーに集まり、子孫繁栄、無病息災を聖泉に祈願する、伝統行事として平安座人の心の拠り所となって代々続いている。

ら 行

ランドマーク（p4,14,36,76）

ある地域の象徴或いは目印として特徴を持つ景観要素。一般的には、周辺から見る事ができる高さのあるもので、山や由緒ある建物、高層建築物等がなることが多い。

リュウキュウコクタン（琉球黒檀）(p48)

カキノキ科の常緑高木。別名クロキ・ヤエヤマコクタン。黒心材は三線の掉に利用される。

緑地協定（p5,48）

都市緑地法第45～54条に基づく、都市の良好な環境を確保するため、緑地の保全又

は緑化の推進に関する事項について、土地所有者等の全員の合意により協定を結ぶ制度。緑地協定には、第45条規定（既にコミュニティの形成が行われている地区における協定）と、第54条規定（宅地開発事業において分譲を受けた者が緑地協定に従うもの）の2種類がある。

緑化地域（p2,43,47）

みどりの基本計画で定める項目として都市緑地法第4条第2項にある「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」。良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域のこと。

緑化重点地区（p2）

みどりの基本計画で定める項目として都市緑地法第4条第2項にある「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」。緑化重点地区総合整備事業を短期集中的に行うことによって、市町村の緑化事業のモデルとなるような地区のこと。

わ 行

ワークショップ（p46,39,51,89）

地域に関わる諸問題に対応するため、市民・事業者・民間団体・行政等の様々な立場の参加者が、経験交流や共同作業を通じて、地域の課題発見・創造的な解決策や計画案の考案・それらの評価等を行っていく活動のこと。

ワイトウイ（p71,74）

昭和7～10年（1932～1935年）にかけて勝連平安名南西部（比殿原、嘉慶名久）の農耕地に通じる断崖を掘削した横断農道である。長さ約150m、高さは最高所で20mある。正式名称は比殿農道だが、割って取ったという意味でワイトウイと呼ばれている。

うるま市みどり条例

平成 17 年 4 月 1 日

条例第 143 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条 第 6 条)
- 第 2 章 みどりの保全(第 7 条 第 15 条)
- 第 3 章 みどりの創出(第 16 条 第 19 条)
- 第 4 章 普及及び啓発(第 20 条 第 24 条)
- 第 5 章 雑則(第 25 条 第 27 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、市、市民及び事業者が協働して、市におけるみどりの保全及び緑化の推進を図り、もって健康で文化的な住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) みどり 樹林地、草地、水辺地、屋敷林又はその状況がこれらに類似する土地が、単独で、又は一体となって良好な環境を形成しているものをいう。

(2) 緑化 みどりの創出及び管理をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、みどりが市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、みどりの適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、市におけるみどりが適正に確保されるよう自ら努めるとともに、市が実施するみどりの適正な保全及び緑化の推進に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、その事業活動の実施に当たって、市におけるみどりが適正に確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、市が実施するみどりの適正な保全及び緑化の推進に関する施策に協力しなければならない。

(みどりの基本計画)

第 6 条 市は、みどりの適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するため、都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)第 4 条に規定する緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「みどりの基本計画」という。)の策定に努めなければならない。

2 みどりの基本計画の策定に関し必要な事項は、規則で定める。

第2章 みどりの保全

(保存樹等の指定)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する樹木、樹林、屋敷林又は生垣(以下「樹木等」という。)を保存樹等として指定することができる。

- (1) 古木又は巨木で美観上樹容が優れているもの
- (2) 地域において、市民に親しまれているもの
- (3) 市街地又はその周辺にあり、風致又は景観が優れているもの
- (4) 無秩序な開発の防止、公害又は災害の防止のため必要なもの
- (5) 水辺地等と一体となり、人と自然との豊かな触れ合いの場を形成しているもの
- (6) 前各号に定めるもののほか、みどりを保全するために市長が特に必要があると認めるもの

2 市長は、前項の指定をしようとするときは、土地及び樹木等の所有権その他の権限を有する者(以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。

3 市長は、第1項の指定をしたときは、所有者等に通知するとともに、保存樹等の所在地及び範囲等を告示しなければならない。

4 保存樹等の指定に係る基準及び指定期間は、規則で定める。

5 市長は、所有者等の同意を得て、保全樹等の指定期間を更新することができる。

(適用除外)

第8条 前条第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

- (1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項、第110条第1項若しくは第182条第2項の規定により指定され、又は仮指定されたもの
- (2) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条又は第25条の2の規定により指定されたもの
- (3) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第1号に規定する自然公園の区域として指定されたもの
- (4) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第7号に規定する風致地区として指定されたもの
- (5) 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第22条第1項又は第45条第1項の規定により指定されたもの
- (6) 都市緑地法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区として指定されたもの
- (7) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和37年法律第142号)第2条の規定により指定されたもの
- (8) 国又は他の公共団体が所有及び管理する樹木等で、前各号に掲げるもの以外のもの(指定の効力等)

第9条 第7条第1項の規定による保存樹等の指定及び同条第5項の規定による保存樹等の指定期間の更新は、告示によりその効力を生ずる。

2 保存樹等に係る所有者等の変更があったときにおいても、その指定の効力は、失われ
ない。

(指定の変更及び解除)

第 10 条 市長は、保存樹等の一部又は全部が、次の各号のいずれかに該当するときは、指
定を変更又は解除することができる。

(1) 第 8 条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 保存樹等が枯死又は滅失したとき。

(3) 所有者等から指定の変更又は解除の申出があった場合で、その申出がやむを得ないと
認めるとき。

(4) 公益上その他特別の理由があると認めるとき。

2 第 7 条第 3 項及び前条第 1 項の規定は、保存樹等の指定の変更又は解除について準用す
る。

(保存樹等の保全)

第 11 条 何人も、保存樹等が適正に保全されるように努めなければならない。

2 保存樹等の所有者等は、保存樹等について枯損の防止その他その保全に努めなければな
らない。

(所有者等の変更等の届出)

第 12 条 保存樹等の所有者等は、土地及び保存樹等の所有権その他の権限を移転しようと
するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 保存樹等の所有者等は、保存樹等が衰弱し、枯死し、又は滅失したときは、遅滞なくそ
の旨を市長に届け出なければならない。

(標識の設置等)

第 13 条 市長は、保存樹等を指定したときは、規則で定めるところにより、これを表示す
る標識を設置しなければならない。

2 何人も、市長が特に認めるときを除き、前項の規定により設置された標識を損傷し、又
は移転し、若しくは除去してはならない。

(台帳の整備)

第 14 条 市長は、規則で定めるところにより、保存樹等に関する台帳を作成し、保管しな
なければならない。

(所有者等への指導等)

第 15 条 市長は、保存樹等の保全に関し必要があると認めるときは、所有者等に対し必要
な指導、助言又は援助をすることができる。

第 3 章 みどりの創出

(緑化推進活動への参加)

第 16 条 市民は、地域における緑化を推進する活動に積極的に参加するように努めなけれ
ばならない。

(公共施設の緑化)

第 17 条 市長は、市が設置又は管理する道路、公園及び学校その他の公共施設について、樹木及び花き等を植栽し、緑化の推進に努めなければならない。

(民間施設の緑化)

第 18 条 市民又は事業者は、自己の所有する住宅又は事業所の敷地内にみどりの空間を確保し、樹木及び花き等を植栽し、緑化の推進に努めなければならない。

(緑化協定)

第 19 条 市長は、良好な環境を確保する必要があると認める区域について、その土地及び建物の所有権その他の権限を有する者との合意により、当該区域におけるみどりの保全及び緑化の推進に関する協定(以下「緑化協定」という。)を締結することができる。

2 緑化協定に関し必要な事項は、規則で定める。

第 4 章 普及及び啓発

(普及及び啓発)

第 20 条 市長は、みどりの保全及び緑化の推進に関する知識の普及及び啓発を図るため、市民及び事業者に情報を提供し、緑化意識の高揚に努めなければならない。

(みどりの月間)

第 21 条 市長は、緑化の普及及び啓発を図るため、期間(以下「みどりの月間」という。)を定め、みどりの保全及び緑化の推進に関する事業を重点的に実施するものとする。

2 みどりの月間に関し必要な事項は、規則で定める。

(実践的活動団体の育成)

第 22 条 市長は、みどりの保全及び緑化の推進に関する活動を自主的かつ実践的に行う団体の育成に努めなければならない。

(助成等)

第 23 条 市長は、みどりの保全及び緑化の推進のため、市の施策に協力する市民、事業者及び団体に対し、必要な助成又は援助をすることができる。

(うるま市みどり基金)

第 24 条 市は、みどりが市、市民及び事業者の共有の財産であるという認識のもとに、みどりの保全及び緑化の推進のため、うるま市みどり基金を設置することができる。

第 5 章 雑則

(立入調査)

第 25 条 市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、職員を保存樹等の存する土地に立ち入らせ、状況を調査させることができる。

2 市長は、前項の規定により立入調査をさせるときは、あらかじめその所有者等に文書で通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、口頭により行うことができる。

3 第 1 項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定により通知を受けた者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入調査を拒み、又は妨げてはならない。

(指導等)

第26条 市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、市民及び事業者に対して指導、助言又は勧告をすることができる。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の具志川市みどり条例(平成14年具志川市条例第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

うるま市みどり条例施行規則

平成 21 年 1 月 13 日

規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、うるま市みどり条例(平成 17 年うるま市条例第 143 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(審議会への諮問)

第 3 条 市長は、次に掲げる事項について、うるま市みどり審議会(以下「審議会」という。)に諮問し、答申を受けるものとする。

- (1) 条例第 6 条第 1 項に規定するみどりの基本計画の策定に関する事項
- (2) 条例第 7 条第 1 項に規定する保存樹等の指定に関する事項
- (3) 条例第 10 条第 1 項に規定する保存樹等の指定の変更又は解除に関する事項
- (4) 条例第 19 条第 1 項に規定する緑化協定の締結に関する事項
- (5) 条例第 21 条第 1 項に規定するみどりの月間を実施する事業計画に関する事項
- (6) 条例第 23 条に規定する助成又は援助に関する事項
- (7) その他特に市長が必要と認める事項

(保存樹等の指定基準)

第 4 条 条例第 7 条第 4 項の規定による規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する樹木等とする。ただし、商品としての樹木等は除く。

- (1) 樹木については、1.5 メートルの高さにおける幹の周囲が 1.2 メートル以上、又は高さが 8 メートル以上であること。
- (2) 登はん性樹木については、枝葉の面積が 20 平方メートル以上であること。
- (3) 株立ちした樹木については、高さが 2.5 メートル以上であること。
- (4) 樹林については、その集団の存する土地の面積が 300 平方メートル以上であること。
- (5) 生垣をなす樹木の集団については、その生垣の長さが 20 メートル以上であること。
- (6) その他市長が特に指定の必要があると認めるもの

(保存樹等の指定期間)

第 5 条 条例第 7 条第 4 項の規定による規則で定める指定期間は、5 年とする。ただし、事前に所有者等から保存樹等の指定解除の申出がなかった場合は、同条第 5 項の同意を得たとみなし、引き続き 5 年間指定期間を延長するものとし、その後の期間満了時においても同様とする。

(保存樹等の指定)

第 6 条 条例第 7 条第 2 項の規定による所有者等の同意は、保存樹等指定同意書(様式第 1 号)によるものとする。

2 条例第7条第3項の規定による所有者等への通知は、保存樹等指定通知書(様式第2号)によるものとする。

3 条例第7条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定番号及び指定年月日
 - (2) 指定期間
 - (3) 所在地及び範囲
 - (4) 樹種
 - (5) 本数又は面積等
 - (6) 所有者等の氏名
- (指定の変更又は解除)

第7条 条例第10条第1項の規定による保存樹等の指定の変更又は解除の申出は、保存樹等指定(変更・解除)申請書(様式第3号)によるものとする。

2 条例第10条第1項の規定による保存樹等の指定の変更又は解除したときの所有者等への通知は、保存樹等指定(変更・解除)通知書(様式第4号)によるものとする。

3 条例第10条第1項の規定による保存樹等の指定の変更又は解除があったときの告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定番号及び変更年月日又は解除年月日
 - (2) 指定期間
 - (3) 所在地及び変更範囲
 - (4) 樹種
 - (5) 変更後本数又は変更後面積等
 - (6) 所有者等の氏名
- (所有者等の変更等の届出)

第8条 条例第12条第1項の規定による土地及び保存樹等の所有権その他の権限移転の届出は、保存樹等所有者等の変更等の届出書(様式第5号)によるものとする。

(保存樹等衰弱・枯死・滅失・移植の届出)

第9条 条例第12条第2項の規定による保存樹等が衰弱し、枯死し、又は滅失したときの届出は、保存樹等(衰弱・枯死・滅失)届出書(様式第6号)によるものとする。

2 所有者等は、保存樹等を移植しようとするときは、保存樹等移植届出書(様式第7号)により、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(標識の記載事項)

第10条 条例第13条第1項の規定による規則で定める標識は、次に掲げる事項について記載するものとする。

- (1) 保存樹等の区分
- (2) 指定番号及び指定年月日
- (3) 所在地及び範囲

- (4) 樹種
 - (5) 本数又は面積等
 - (6) 所有者等の氏名
 - (7) 市の表示
- (保存樹等管理台帳)

第 11 条 条例第 14 条の規定による規則で定める台帳は、保存樹等管理台帳(様式第 8 号)によるものとする。

(緑化協定の内容)

第 12 条 条例第 19 条の規定による緑化協定は、次に掲げる事項について締結するものとする。

- (1) 緑化協定の区域及び面積
- (2) 緑化協定の有効期限
- (3) 緑化の目標に関する事項
- (4) 実施期間に関する事項
- (5) 緑化計画に関する事項
- (6) 市長が行う技術上の指導若しくは助言又は樹木等の斡旋に関する事項
- (7) その他緑化に関する事項

2 市長は、前項の規定による緑化協定の締結があったときは、次に掲げる事項について告示するものとする。

- (1) 緑化協定の区域及び面積
 - (2) 緑化協定の有効期間
 - (3) 緑化協定をする者の住所及び氏名(法人の場合は、所在地及び名称)
 - (4) 緑化協定の概要
- (みどりの月間)

第 13 条 条例第 21 条の規定による毎年度の各種事業を重点的に実施する期間は、審議会の意見を聴いて定めるものとする。

2 前項に定める期間は、「うるま市みどりの月間」と称する。

(助成金の交付)

第 14 条 条例第 23 条の規定によるみどりの保全及び緑化の推進のための必要な助成は、みどり助成金(以下「助成金」という。)として予算の範囲内において交付することができる。

(助成金の申請手続等)

第 15 条 前条の規定により助成金の交付を受けようとする市民、事業者及び団体(以下「市民等」という。)は、みどり助成金交付申請書(様式第 9 号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定する助成金の交付申請があったときは、その内容を審査して交付の可否を決定し、みどり助成金交付決定通知書(様式第 10 号)により市民等に通知するものと

する。

3 助成金の交付を受けた市民等は、事業完了後 30 日以内又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、みどり助成金実績報告書(様式第 11 号)を市長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第 16 条 市長は、助成金の交付を受けた市民等が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の一部又は全部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段によって助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 条例第 10 条第 1 項の規定により指定を解除したとき。

(立入調査)

第 17 条 条例第 25 条の規定による立入調査は、うるま市みどりの環境調査員(以下「調査員」という。)が行うものとする。

2 調査員は、職員のうちから市長が任命する。

3 条例第 25 条第 2 項の規定による所有者等への通知は、保存樹等立入調査通知書(様式第 12 号)によるものとする。

4 条例第 25 条第 3 項の規定による身分を示す証明書は、うるま市みどりの環境調査員証(様式第 13 号)によるものとする。

(補則)

第 18 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

うるま市みどり審議会規則

平成 17 年 4 月 1 日

規則第 150 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、うるま市附属機関設置条例(平成 17 年うるま市条例第 19 号)第 3 条の規定に基づき、うるま市みどり審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、うるま市みどり条例施行規則(平成 20 年うるま市規則第 2 号)第 3 条に規定する事項について調査審議し、その意見を答申するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内団体を代表する者
- (3) 市内在の公共施設及び公益施設の管理者等
- (4) 市職員
- (5) その他特に市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 審議会において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 審議会に特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に属すべき委員は、審議会の議を経て、会長が委嘱又は任命する。

3 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、専門委員会の委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、専門委員会の会務を総理する。

5 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員長は、専門委員会における調査審議の経過及び結果を、審議会に報告しなければならない。

7 前2条の規定は、専門委員会について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「専門委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

8 前各項に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、都市計画部みどり推進課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

うるま市みどり審議会委員名簿

委員の任期 自 平成22年2月2日
至 平成24年2月1日

No	氏名	所属	区分
1	うえはら たつお 上原 辰夫	(株)沖縄環境経済研究所取締役社長	学識経験者
2	いは ぜんゆう 伊波 善勇	元高等学校教諭(生物)	"
3	にしめ よしたか 西銘 宜孝	(財)海洋博覧会記念公園管理財団 総合研究センター-普及開発課・研究第二課 課長	"
4	やまぐち ゆきたか 山口 行孝	有限会社らんの里沖縄(ビオスの丘)	"
5	ふくだ あきら 福田 明	電源開発株式会社 石川石炭火力発電所所長代理	公益施設 管理者
6	にししんや みつお 西新屋 光男	うるま市自治会長連絡協議会	団体代表者
7	こしおかわ ゆりこ 小潮川 百合子	うるま市女性連合会	"
8	あまの きょうこ 天野 京子	うるま市PTA連合会	"
9	ひらかわ せつこ 平川 節子	うるま市地域審議会 具志川地区	"
10	いけはら ともこ 池原 トモ子	うるま市地域審議会 石川地区	"
11	たはら しんこう 田原 真孝	うるま市地域審議会 勝連地区	"
12	あかみね よしあき 赤嶺 義明	うるま市地域審議会 与那城地区	"
13	いしかわ せいじ 石川 誠司	うるま市緑花友の会	"
14	うえち なおひで 上地 直秀	うるま市経済部農政課	市職員
15	みやざと さねお 宮里 実雄	うるま市教育委員会教育部文化課	"

会長：上原氏、副会長：伊波氏

うるま市みどり運営委員会設置規程

平成 21 年 1 月 9 日

うるま市訓令 1 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、うるま市みどり条例施行規則(平成 21 年うるま市規則第 2 号。以下「規則」という。)第 3 条に規定する事項に関し調査検討及び総合調整するため、うるま市みどり運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 運営委員会は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって組織する。

2 運営委員会の委員は、市長が任命する。

3 運営委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長に副市長、副委員長に都市計画部長を充てる。

4 委員長は運営委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 運営委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 委員長は、運営委員会で調査検討した事項について、市長に報告しなければならない。

(連絡会議)

第 4 条 運営委員会の円滑な運営を図るため、運営委員会の下に連絡会議を置く。

2 連絡会議の委員は、別表第 2 に掲げる者を市長が任命する。

3 連絡会議に委員長及び副委員長を置き、委員長に都市計画部長、副委員長に都市計画課長を充てる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員を招集し、連絡会議を開くことができる。

5 委員は、規則第 3 条に規定する事項に係る具体的方針及び計画の立案並びにこれらに関連する事務調整を行うものとする。

6 委員長は、必要と認めるときは、関係職員に対し資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

(事務局)

第 5 条 運営委員会及び連絡会議の事務局は、都市計画部都市計画課に置き、庶務を処理する。

(補則)

第 6 条 この訓令に定めるもののほか、運営委員会及び連絡会議に関し必要な事項は、各委員長が各会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

整理番号	職名
1	副市長
2	都市計画部長
3	企画部長
4	総務部長
5	福祉部長
6	市民部長
7	経済部長
8	建設部長
9	教育委員会教育部長

別表第2 (第4条関係)

整理番号	職名
1	都市計画部長
2	都市計画課長
3	企画課長
4	まちづくり課長
5	管財課長
6	保育課長
7	環境課長
8	農政課長
9	農水産整備課長
10	土木課長
11	教育部文化課長
12	健康支援課長

うるま市みどりの基本計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、うるま市みどり条例第6条第1項の規定に基づく、みどりの基本計画を策定するために設置する、うるま市みどりの基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、うるま市みどりの基本計画の策定に関し必要な事項を調査、審議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1)学識経験を有する者
- (2)市内団体を代表する者
- (3)NPOなどの市民団体
- (4)市内在の公共施設及び公益施設の管理者等
- (5)市職員
- (6)その他特に市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、うるま市みどりの基本計画の素案作成の作業が終了する時期までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、うるま市都市計画部都市計画課及びうるま市みどりの基本計画策定業務受託者とする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成21年9月1日から施行する。

うるま市みどりの基本計画策定委員名簿

委員の任期 自 平成21年10月16日
至 みどりの基本計画素案作成の日まで

No	氏名	所属	区分
1	うえはら たつお 上原 辰夫	(株)沖縄環境経済研究所取締役社長	学識経験者(環境)
2	いは ぜんゆう 伊波 善勇	元高等学校教諭(生物)	学識経験者
3	にしんや みつお 西新屋 光男	うるま市自治会長連絡協議会(推薦)	自治会
4	こしおかわ ゆりこ 小潮川 百合子	うるま市女性連合会(推薦)	市民団体
5	みやぎ ようこ 宮城 洋子	JAおきなわ勝連支店女性部長	農業
6	きんじょう ぼくゆう 金城 睦雄	沖縄電力株式会社具志川火力発電所	企業
7	やまぐち ゆきたか 山口 行孝	有限会社らんの里沖縄(ビオスの丘)	企業(観光)
8	あげな きよし 安慶名 清	うるま市緑花友の会(推薦)	各種団体(造園業)
9	あげな たつや 安慶名 達也	NPO法人沖縄ハンズオン理事長	NPO法人
10	ひらかわ せつこ 平川 節子	NPO法人マングローブEEクラブ代表者	NPO法人
11	ちねん のぶつね 知念 信恒	うるま市水と緑を考える会代表者	任意NPO団体
12	いけはら ともこ 池原 トモ子	いひちゃー川を蘇生させる会代表者	任意NPO団体
13	みやざと さねお 宮里 実雄	うるま市教育委員会教育部文化課	市職員
14	しまだ ゆたか 島田 豊	うるま市市民部健康支援課	市職員

沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課はオブザーバとして委員会に参加
委員長：上原氏、副委員長：伊波氏

うるま市みどりの基本計画策定委員会からの意見集

うるま市みどりの基本計画策定委員会では、各委員からみどりに関する専門的・多角的なご意見を頂いた。今後の個別施策に反映させるようなご意見として、意見集を整理する。

樹林地について

- ・世界規模で広がるみどりの減少、地球温暖化ガスの抑制に配慮し、現存する樹林地は、生物、多様性の環境の保全・回復を図ることが重要である。
- ・植栽には、外来種を取り除き、うるま市の植生・地層に合った在来種を植林することが必要である。

p43「施策1 樹林地の保全・回復・活用」に係る

- ・石川岳がまたがる恩納村が山原の玄関口となっていて、ここを境に植物相が一変する。南側は石灰岩植生、北側は非石灰岩植生となっている。石川岳には345種の植物があり、270種は自生種である。

p43「施策1 樹林地の保全・回復・活用」及びp64「樹林地の保全」に係る

海岸について

- ・実際にどの程度の自然海岸が残されているのか、現存する自然を詳しく把握することも大切だと思う。
- ・個人的にモクマオウが景観を壊しているように感じるので、他の樹種に変えてはどうかと思う。
- ・モクマオウは、海岸沿いでは台風強い防風・防潮の役割を果たすので必要と思う。
- ・背後に山林があれば、豊富な栄養分で魚がいることを漁民は昔から知っていた。海岸域についても緑化していくことが重要だと思う。
- ・海岸沿いのみどりは、環境要素も考慮すると自生の樹林が適切と思う。離島の植栽は大変良いと思った。
- ・下原一帯は、豊かなマングローブ林があったところ。陸と海を繋ぐ汽水域は、みどり(マングローブ)によって、生活排水の浄化、干潟の生物の揺りかご、サンゴ礁のみどりを育てる栄養源として豊かな生態系をつくってきた。また、防災・耐震・津波・防風・防潮への役割も多大であることから、再生可能なところは植栽等で復元を図ることが必要である。
- ・主なマングローブは、日本でも沖縄が北限地。CO₂の吸収力が高く、広く環境教育や研究材料としてもニーズが高いため、体験学習やエコツアー等に活用されている。

p44「施策3 水辺環境の保全・再生」に係る

河川について

- ・現在の河川は殆ど二面張りであり、多様な生物の生息・生育の場にはなっていない。
- ・石川川には自生した豊かなマングローブ林があり、河口の工事が行われているが、体験活動の場としての整備を行い、石川岳周辺のみどりとリンクして、学習・レクリエーション・自然保護等、地域住民が活用でき、資源としてのニーズに対応するシステムづくりを促進する必要がある。
- ・現在、天願川の整備事業が行われているが、県主管部局と連携を図り、河川敷にマングローブ植栽地の造設を要請(連携)し、水辺のみどりを増やすことと環境保全・資源造成を図ることが必要ではないか。

p44「施策3 水辺環境の保全・再生」及びp45「施策7 水辺の整備・活用」に係る

沼地について

- ・勝連城跡の北側の沼地は、沖縄で一番優れた水鳥等の飛来地だと思うが、現在は水生昆虫、カエル等の食物連鎖が成り立たなくなっている。良好な環境や生態系の保全のためにも、い草、稲、田芋等を植えることが必要ではないか。

p44「施策3 水辺環境の保全・再生」、p50「重点施策 勝連城跡及び伊波城跡の歴史公園の整備」及びp75「公園・緑地の整備」に係る

史跡について

- ・御嶽に生えている植物で最も多いのはクロツグ(方言名:マーニ)である。他にもビロウ(方言名:クバ)、ガジュマル等。

p44「施策4 史跡の保全・整備・活用」に係る

- ・勝連城跡の築城当時の植物を調べ、緑化を進めて欲しい。

p40「特殊公園」、p44「施策4 史跡の保全・整備・活用」、p50「重点施策 勝連城跡及び伊波城跡の歴史公園の整備」及びp75「公園・緑地の整備」に係る

闘牛場について

- ・闘牛場に集客させるために絶対必要なのは駐車場である。

p44「施策5 闘牛場の整備・活用」に係る

屋敷林について

- ・現在屋敷林は殆どが消滅しつつあるが、整備剪定に行政的支援を考慮して欲しい。

p44「施策6 屋敷林・シンボルツリー等の保全」に係る

公園の機能・魅力の向上について

- ・健康づくりの観点から、公園等のウォーキング路に「みどりのトンネル」が必要ではないか。天願川沿いや野鳥の森公園等の既存の遊歩道に連続的な緑陰をつくって欲しい。

p45「施策7 水辺の整備・活用」及び p46「施策9 公園の整備と適切な維持管理」に係る

- ・子ども達が遊べる、行き来できる公園が必要だと感じる。勝連地域は公園らしい公園が無いので、遊具を設置して欲しい。

p46「施策9 公園の整備と適切な維持管理」に係る

- ・最近では公園へ行く子ども達が減少しており、子ども達が公園へ行く動機付けが無くなってきている気がする。次世代への環境教育（エコ教育・リサイクル教育）の触発をしっかりとやっていく必要があると感じる。子ども達と一緒に公園等で花の養子縁組（アダプト）プログラムをやってはどうか。また、食べられる公園（野菜・薬草等を植えて食育や学校給食等に活用）はどうか。

p46「施策9 公園の整備と適切な維持管理」及び p48「施策12 みどりに対する意識啓発」に係る

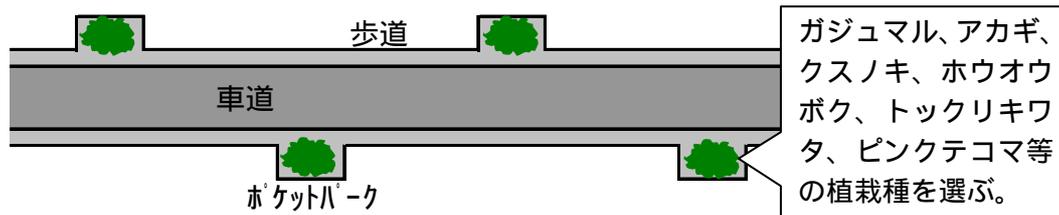
- ・市民の森公園（石川岳）の主要樹木にラベルを付けて欲しい。

p46「施策9 公園の整備と適切な維持管理」及び p66「公園・緑地の整備」に係る

公園や道路の植栽帯等の樹種について

- ・県内の生態系を維持し、地域の自然と調和する樹種があると思う。
- ・土着度という表現があるが、地元で根付くことができる樹種を優先してベースを考えていくべきだと思う。
- ・海岸や風致地区のような場所では自然に回復する樹木はあるだろうが、公園の樹木は人間が手を加えないといけない。自然景観を残す部分と、作る景観の維持管理は分けながら考えた方が良い。
- ・街路樹は86種類あるが、適当なのは20種類位だと思う。特にホウオウボク、アレカヤシ、ユスラヤシ、ワシントンヤシ、ダイオウヤシ等の外来種は街路樹には適さないと思う。また、自生種でもオオハマボウ、ハスノハギリ等は適当とは思わない。樹種については精査する必要があると思う。
- ・防火帯の植栽としては、本土ではサンゴジュ、県内ではフクギ等がある。

- ・ 自生種であること 樹形を考える 浅根性でないこと 管理しやすいこと
台風や塩害の被害を受けにくいこと 歩道の幅を広くとれること 排気ガスに強いこと 防火帯になりうること
p45「施策8 道路の緑化と適切な維持管理」及び p46「施策9 公園の整備と適切な維持管理」に係る
- ・ みどりの増やし方は専門的な見知が必要で、沖縄の環境の中で自力回復する樹木は何か、どのような樹を植えたら何年後にどの位大きくなって質がどう高まっていくか、シミュレーションが必要だと思う。
p43「施策1 樹林地の保全・回復・活用」、p45「施策8 道路の緑化と適切な維持管理」及び p46「施策9 公園の整備と適切な維持管理」に係る
- ・ 道路に一定のスパンでポケットパーク（下図）を整備し、市街地における小さな森の連続をつくる。そうすると、個性的で魅力的な景観の演出ができると考えられる。
p45「施策8 道路の緑化と適切な維持管理」に係る



公園や道路の植栽帯等の維持管理について

- ・ 屋慶名のクワディーサー等の落ち葉は、地域でも自分達で清掃しているが、手が回らなくて大変なので、シルバー人材等を活用して清掃した方が良い。
- ・ 清掃は地域の方々が自分達でやるべきだと思う。
- ・ 単にみどりを増やして公園を整備するだけでなく、その後の維持管理が大事である。協働のまちづくりとして、行政(市・県)と市民が維持管理を継続できる方法・体制作りを考える必要がある。
- ・ シニアの方達の知恵・知識は素晴らしいので、山羊を使った草刈り等、面白いチームを発足して競い合ってはどうか。
- ・ 通常の道路の街路樹は剪定しすぎだと思う。例えば、ビロウの葉数は40~60枚あるが、剪定によって10枚程度になっているものがある。管理費の節約と思われるが、このような剪定は避けた方が良いと思う。
p45「施策8 道路の緑化と適切な維持管理」及び p46「施策9 公園の整備と適切な維持管理」に係る

海中道路の緑化について

- ・本県は観光立県なので、みどりも一つの地域資源として人を呼び寄せることができると思う。観光拠点でもある海中道路にはあまりみどりが無いので、もっと増やした方が良いと思う。

p45「施策 8 道路の緑化と適切な維持管理」、p84「道路の緑化と維持管理」及び「公園・緑地の整備」に係る

民間施設について

- ・ピオスの丘は県内で唯一の自然林を生かした営利公園であり、カヌー体験や水上船等の観光ができるとともに、イタジイ等の植物やホタル等の昆虫の観察ができる。植物の殆どが自然種であり腐茎土は水源涵養に重要な役割を果たしている。また、隣接する石川高原展望台周辺でも稀植物やドングリが採集でき、自然学習にうってつけの場所である。
- ・発電所等が所有するグラウンドは、地域レクリエーションの場として、野球・サッカー・グランドゴルフ等に活用するため、行政によるアピールをして欲しい。

p41「3）民間施設緑地及び緑化空間」に係る

情報の蓄積について

- ・みどりの保全や啓発活動等の推進のためには、デジタル情報（環境データベース）を構築した方が良いと思う。

p48「施策 12 みどりに対する意識啓発」及び p49「施策 14 協働・連携体制づくり」に係る

助成金について

- ・みどり条例第 23 条に「助成等」とある。ボランティア団体の活動維持費として、助成金を交付して欲しい。

p49「施策 13 緑化活動への支援」に係る

資金について

- ・行政は資金面で頑張ってもらいたい（石川中学校 緑の少年団の例）。
- ・みどりを活用したソフト産業づくりが重要と思う。例えば、斎場御嶽のように、歴史資源等への入場料を徴収してみどりの財源を生み出すことも出来ると思う。

p49「施策 13 緑化活動への支援」及び p90「財源の確保」に係る

地区別意見交換会（ワークショップ）の概要

地区別意見交換会は、うるま市を具志川地区、石川地区、与勝地区の3地区に分け各地区2回ずつ開催し、一連の工程とした。各地区3~4のグループに分けて話し合った。

第1回の作業手順

ステップ : 自己紹介をしよう！

ステップ : 本地区のみどりの特徴を整理しよう！

ステップ : 20年後の姿（みどりの将来像）を考えよう！

ステップ : 今回のワークショップのまとめをしよう！

地区における特徴的なみどり、魅力的なみどり、復活させたいみどり、シンボルツリー等について付箋紙に書き出し参加者同士で話し合う。
(約40分)

ステップ で話し合った内容をもとに、20年後の地区の姿を表現するキャッチフレーズ(キーワード)をつくる。(約20分)

各グループの成果を簡単に発表する。(各グループ5分程度、計15分)

第2回の作業手順

ステップ : 自己紹介をしよう！

ステップ : みどりの将来像に近づくために必要な環境整備・行動を考えよう！

ステップ : みどりの将来像の検証をしよう！

ステップ : 今回のワークショップのまとめをしよう！

第1回目で設定したみどりの将来像に近づくために必要な環境整備(ハード・制度)と行動(ソフト)を話し合い、市民主体でやることなのか、行政主体でやることなのかを整理する。(約60分)

ステップ で話し合った内容をもとに、みどりの将来像に近づけるか検証し、必要に応じて将来像の文言の修正・追加する。(約30分)

各グループの成果を簡単に発表する。(各グループ5分程度、計15分)

日時：平成 21 年 10 月 27 日（火）19:00～21:00

場所：勝連シビックセンター 1階 ホール

参加人数：28 人（4 グループ）



第 1 回具志川地区

日時：平成 21 年 10 月 28 日（水）19:00～21:00

場所：本庁舎 3階 第1会議室

参加人数：29 人（4 グループ）





第1回石川地区

日時：平成21年10月29日（木）19:00～21:00

場所：石川保健相談センター 2階 研修室

参加人数：26人（3グループ）



第2回与勝地区

日時：平成21年11月17日（火）19:00～21:00

場所：勝連シビックセンター 1階 ホール

参加人数：24人（4グループ）



第2回具志川地区

日時：平成21年11月18日（水）19:00～21:00

場所：本庁舎 3階 第1会議室

参加人数：16人（3グループ）





第2回石川地区

日時：平成21年11月19日（木）19:00～21:00

場所：石川保健相談センター 2階 研修室

参加人数：23人（3グループ）



地区別意見交換会（ワークショップ）からの意見集

地区別意見交換会で挙げた住民意見を各回・各地区で整理する。第1回では、地区の特徴的なみどり・魅力的なみどり、復活させたいみどり、求められる公園の質的向上、相応しいと考える樹木（公園・街路樹等）、シンボルツリー、将来像等について意見を求めた。第2回では、第1回の意見を受け、みどりのまちづくりに必要な環境整備（公園や道路の植栽帯の整備、条例制定等）及び行動（緑化活動、組織づくり等）について意見を求めた。

（1）第1回

1）具志川地区

本地区の特徴的なみどり・魅力的なみどり

樹林地

- ・ナグンカーラ山、ウフジョー山、ウイシ山、テーラヌ山等、小さな山の緑【赤道】
- ・獅子森の緑（マクトリアス）（キャンプコート内の山）
- ・アシビナーの緑（慰霊塔がある）【字具志川】
- ・シカンムイ + 竹林
- ・アカタチのムイ
- ・斜面緑地（米原公民館～兼箇段公民館付近）
- ・緑地要チェック（中部農林高校付近）
- ・旧天願小跡のモクマオウ群【天願】
- ・首里宮里フクギ群【赤野9班】
- ・マングローブ林【州崎】

農地

- ・田んぼがある【字具志川】

河川

- ・川崎川（上流）～ヌーリ川から兼箇段 河川はキレイ
- ・ヌーリ川の桜並木（天願川合流近く）（保護育成して欲しい）
- ・ヌーリ川のみどりが残っている
- ・昔は天願川で川遊びをした
- ・蛍観察、ボート遊び（天願川）

井泉（カー）

- ・ヌチャージャー
- ・アカザンガー（赤山井）
- ・ソーガーガー

史跡

- ・旧天願川にある戦争遺跡の旧天願橋（旧ターチ橋）【天願】

街路樹

- ・米原イッペー通り（セレモニー中頭へ行く道）
- ・県道 10 号線のイッペー並木
- ・宇堅公民館前の県道（ホウオウボク）
- ・本庁役所通りのホウオウボク
- ・役所前県道のタイワンフウ並木
- ・川崎小中学校のセンダン並木
- ・前原高校横の桜並木
- ・平良川交番の植栽
- ・アカギ並木（具志川環状線）
- ・県警察本部機動隊裏にある太田デイゴ並木
- ・県道 36 号線バイパスの樹木トンネル
- ・大通り沿いのトックリキワタ（具志川食糧の前から）【字具志川】

眺望

- ・野鳥の森展望台から望む赤野、田場、具志川、宇堅の農地

緑化活動

- ・高江洲中学の壁面緑化（緑のツタの中に蘭を植栽 高江洲中学 OB 会が H12 年から実施）
- ・中原小学校ふれあいの丘 桜を 100 本植林した。活動を継続したい。

本地区で復活させたいみどり（昔あったが今は無いみどり）

- ・高江洲中学校のセンダン・デイゴが無くなった
- ・江洲城の平松
- ・うるま市水道局通りは松が多かったが、今は無い（旧具志川厚生園の時）
- ・移植や伐採で失われた木（例：県立中部病院駐車場のアメリカナム）

本地区で求められる公園の質的向上

- ・市民が集えて楽しめる公園
- ・花いっぱい公園
- ・のんびりお散歩できる公園
- ・10～20年後も子ども達に見てもらえる花や樹木を増やしたい（上平川公園）
- ・州崎の公園が荒れている

本地区に相応しいと考える樹木（公園・街路樹等）

< 相応しい樹木 >

- ・ 緑陰をつくれる樹木
- ・ 街路樹に大きめの樹木を植えて欲しい（小さい木が多い）
- ・ 前原 下原 川田内の海岸線の本格的なクワディーサー植樹をして欲しい（県レベルで歩道計画）
- ・ 市木となっているリュウキュウコクタン（黒木）を植栽して欲しい
- ・ トックリキワタは花がキレイ
- ・ ユウナの木

< 相応しくない樹木 >

- ・ ホウオウボクは虫が付く
- ・ ブラシの木は見ると気が滅入る
- ・ 外来種が多くなっている

本地区のシンボルツリー

- ・ チンマーサー「ガジュマル」県道 36 号線沿い【高江洲】
- ・ アコウの木、デイゴの木【西原】
- ・ 古謝家のガジュマル【兼箇段】
- ・ 赤道ハイツ道路側の植木【赤道】
- ・ 横田家のサキシマスオウ【赤野】
- ・ 丸型ホルトノキ（個人宅）【天願】
- ・ 安村宅のフクギ（200 年以上）【天願】
- ・ 厚生園敷地内外にあるガジュマル【天願】
- ・ 旧天願川沿いのアカギ（ハイランダー駐車場側から入り右側にある）【天願】
- ・ 中原小学校の桜並木【宮里】
- ・ 高江洲小学校のクワディーサー群（校内グラウンド）
- ・ 宮国商店裏の大木【上平良川】
- ・ デイゴ【豊原】
- ・ JA 具志川支店のアコウ（ウスクガジュマル）【みどり町】

将来像

- ・ 地域と共に水辺（河・海）公園・施設・住宅地のみどりを今より 3 倍増やして楽しく、快適、のんびりできるまち
- ・ カーと人がひびきあう緑のグシチャー
- ・ 緑いっぱい花いっぱい癒しのまちうるま市 ~ 緑を愛する心 ~
- ・ 緑あふれる^{タマミジ}玉水の里 ~ 人・緑・水と青空と ~

2) 石川地区

本地区の特徴的なみどり・魅力的なみどり

樹林地

- ・石川高原線の保全
- ・石川岳の現状維持（20年後まで）

農地

- ・茶畑の保全【山城】

河川

- ・石川川のマングローブ、サガリバナ、ミニサンダンカ、梅、遊歩道の桜並木（植樹）

井泉（カー）

- ・嘉手苅ガー
- ・ハチジャー水源地（東恩納闘牛場近く）
- ・ウブガー（世栄津の森近く）【中央区】
- ・浜ガー（石川公園の中）
- ・トグチガー（石川中学校裏）
- ・メーヌガー（石川運動広場の裏手）
- ・カネシガー
- ・クガニガー
- ・東山区集会所近くにもカー有り

史跡

- ・嘉手苅観音堂
- ・ヌチシヌジガマ（命をしのいだガマ）【嘉手苅】

街路樹

- ・サガリバナ通り【山城】
- ・イPPER、桜、ツツジが見られる
- ・フクギ並木、サンランカ、ノボタン、クロトン
- ・松島区のフクギの保全【石川1丁目】

眺望

- ・みょうやま妙山（標高201m）の石川高原展望台は眺望ポイント

緑化活動

- ・石川川に梅の木を植えて梅の里という名前を付け（商業施設のところ）、月 1 回清掃活動をしている（梅の会）
- ・石川川の遊歩道の桜並木、サガリバナを植樹し、第 3 日曜日は清掃活動（いひちゃー川を蘇生させる会）
- ・イッペー会

本地区で復活させたいみどり（昔あったが今は無いみどり）

- ・一本松（平松）が電発横の拝所にあった【赤崎】
- ・ブーテン館裏の公園に湧き水があったが公園整備で埋められたので戻した方が良い

本地区で求められる公園の質的向上

- ・石川イベント公園は国道・県道を挟むため行きにくい。横断歩道や信号も無く、裏も山になっており、子ども達だけでは遊ばせられない。
- ・石川公園は木が繁りすぎていて薄暗い
- ・市民の森公園を遠足の場として利用した方が良い
- ・子どもが遊べる空間がない、東屋が欲しい
- ・公園に緑が少なく、木陰がないので木陰とベンチが欲しい
- ・ヤブ蚊が多い
- ・酒を飲んでいる人がいる
- ・中学生が時々たむろしている

本地区に相応しいと考える樹木（公園・街路樹等）

< 相応しい樹木 >

- ・地域に適した街路樹にした方が良い（クロキ等）
- ・紅葉が見られる樹木の植樹（ハゼの木等）
- ・石川西線（前原 3 号 郵便局前まで）の街路樹イッペーを赤、黄色と交互に植えて欲しい（既に要望している）
- ・イジュの並木の整備

< 相応しくない樹木 >

- ・雑木の撤去（ギンネム、モクマオウ等）

本地区のシンボルツリー

- ・伊波小学校校庭のガジュマル（120 年の古木）
- ・夫婦ガジュマル（伊波公民館）
- ・富森公園のガジュマル【曙】

- ・アカバナイッペー（ピンク色）国道 329 号石川橋沿い個人有地
- ・石川地区公民館前の駐車場の大きなリュウキュウコクタン（クロキ）
- ・石川中学校テニスコートのデイゴ（5～6 本）
- ・石川公園内の樹木（モクマオウ、ユウナ、フクギ）
- ・石川集落のフクギの保全
- ・イッペーの森【東山 2 丁目】

将来像

- ・市民と触れ合える 緑と花がいっぱいのみほそのまち（石川川・住宅地・街路樹）
- ・彩り豊か眺望
- ・イッペーの森 花いっぱい森 ～将来の子供達のための学習の場～

3) 与勝地区

本地区区の特徴的なみどり・魅力的なみどり

樹林地

- ・勝連半島の樹林地帯
- ・クワディーサー森【平安名】
- ・丘陵線（平安名～平敷屋）
- ・海側にあるアカギ帯（与勝高校の南側）【平安名】
- ・藪地島のハマスーキの木、ノニの木の保存（島全体の保存）【屋慶名】
- ・藪地島のジャーネ洞周辺【屋慶名】
- ・海岸の防風林（アメリカメリケン松）の保存し（市有地に増やす）勝手な伐採をさせない【屋慶名】
- ・社協の後ろの樹林地【屋慶名】
- ・デー原の丘 斜面地へ植林して欲しい【宮城】
- ・スンチナー（トゥンチナー）周辺【宮城】
- ・イークン山【宮城】
- ・ウクの浜両側【宮城】
- ・東海岸線宮城島の八江
- ・大泊ビーチの奥 大きな森林地帯 縄文時代晩期の貝塚があるが大きすぎて予算的に無理だという事で今まで発掘していない【伊計】

農地

- ・ビーグ（い草）田園地帯【照間】

河川

- ・水道川【浜】
- ・しむん川から港川

沼地

- ・クムイ【西原】

海岸

- ・藪地島の砂浜が減っている
- ・デー浜、うく浜、アクナ浜、ンダカチナ浜【宮城】

井泉（カー）

- ・アガリガー、角ガー【内間 3 班】 ウフガー【内間 2 班】
- ・ウフガー【平安名】

- ・前又井【浜】
- ・インヌーガー、ソーダンカー【伊計】

史跡

- ・平安名貝塚【南風原 平安名】
- ・西の御嶽【浜】
- ・浜崎の寺【南風原】
- ・饒辺（舟田）両側の岩壁を残す
- ・泊グスク、カニダガマ【宮城】

街路樹

- ・南原小学校通りのヒゲガジュマルの整備（広がりすぎ縮少か除去）【南風原】

眺望

- ・勝連城跡や平敷屋タキノー等の高台から見渡せる金武湾、中城湾の景観が素晴らしいが、電柱・電線・鉄塔が景観を阻害している
- ・屋慶名展望台
- ・中城湾、金武湾や海中道路等島々の眺望が素晴らしい
- ・うるま市池味自治会付近に良好な眺望点があるので、保全して欲しい【宮城】

緑化活動

- ・照間区公民館（農村婦人）【照間】
- ・海中道路ロードパークの緑は、ボランティアの方が頑張っているが花木が思うように育たない【屋平】

本地区で復活させたいみどり（昔あったが今は無いみどり）

- ・勝連城の復元
- ・勝連半島の樹林地帯のデイゴの木の復元
- ・フクギ林の復元・再現【屋慶名】
- ・最近ソテツが見当たらない

本地区で求められる公園の質的向上

- ・木の素材の遊具
- ・グランドゴルフができる広場
- ・公園の樹を使ってもっと遊べるように
- ・小さな公園をいくつも作るよりは大きな公園が必要
- ・酒飲みが集まっているので子ども達は怖がって近づかない

- ・公園を整備する際は、心霊を感じない場所にして欲しい
- ・津堅島は住民が憩える緑地公園が無いため、津堅港湾の背後地を利用してはどうか。
また、その周辺にビーチが整備されると良い。【津堅】
- ・平安座島のウフバンタまでの石畳道を整備して公園化して欲しい【平安座】

本地区に相応しいと考える樹木（公園・街路樹等）

<相応しい樹木>

- ・沖縄の木を植えてもらいたい
- ・公園・道路の広さに応じた木を選定した方が良い
- ・公園に実のなる木を植える
- ・児童公園内にイチョウの木を植えて欲しい（葉は落ちたら飲める）
- ・全ての学校にドングリの木と竹やぶを
- ・市木（クロキ）・市花（サンダンカ・ユウナ）を植えて市民に周知する
- ・平敷屋・タキノ公園にサンダンカ・ハイビスカス等の花の咲く木を植える
- ・公園の桜並木整備（勝連城跡等）
- ・ホワイトビーチのところで土木整備しているが、アカギ等を整備して欲しい
- ・防災上、建屋周りにフクギを植えた方が良い
- ・樹木別通り
- ・青増どおり（屋慶名・新屋敷班 屋慶名西交差点より照間向き 500m）の桜並木を要請中
- ・海中道路に潮に強い花木を植えて欲しい。石の上にも植えることのできる花木（ハマスキー等）

<相応しくない樹木>

- ・モクマオウ、ナンヨウスギは植えたら後悔する（撤去しにくい）
- ・みねの木は植えない
- ・街路樹にクワディーサーは適さない（屋慶名県道 10 号線）
- ・イヌマキ（チャーギ）は街路樹に相応しくない
- ・小さな公園（島しょ以外）に大きな樹（ガジュマル・ヤシ）を植えており、相応しくない

本地区のシンボルツリー

- ・南原小学校ガジュマル“力太郎”【南風原】
- ・ガジュマル・フクギ（平敷屋の広場の向かい）【平敷屋】
- ・浜公民館前のアカギ【浜】
- ・樹齢 100 年のモクマオウの大木（水道川の横）【浜】
- ・津堅島総合センターは琉球松・デイゴが数多く残っている【津堅】

- ・HYの記念木（与那城庁舎前）
- ・フクギ【照間】
- ・照間東の御願所モーグラー（モグラー）のガジュマル【照間3班】
- ・照間区公民館～与那城総合運動公園のモクマオウ・アダン
- ・藪地島の御願所（洞穴）大木が無数【屋慶名】
- ・平安座小中学校のクワディーサー周辺のデイゴ（3本）【平安座】
- ・宇座敷家のフクギ【平安座】
- ・平安座旧公民館跡地のガジュマル【平安座】
- ・伊計島ソーダンカーヌ、ガジュマル（既にあり）
- ・伊計小中学校の隣のウガンジュヌ、ヒンギヌ木（クワノハエノキ）【伊計】
- ・真境名安明像周辺のアダン
- ・宮城家前のガジュマル・フクギ
- ・太平洋戦争の時の艦砲射撃の弾が残っている木がある（天願さん宅）
- ・イヌマキ（大木）
- ・旧農協裏民家のフクギ

将来像

- ・山・水・海・拝所・世界遺産（勝連城跡）・海中道路・安らぎ
- ・湧き水の島しょ地域与勝
- ・歴史・文化潮風の香るうるおいとみどりの半島

(2) 第2回

1) 具志川地区

みどりのまちづくりに必要な環境整備・行動

緑文字：市民・地域が主体
 青文字：行政（市・県・国）が主体
 橙文字：市民・地域と行政との協働

分類	みどりの種類	必要な環境整備（ハード・制度）	必要な行動（ソフト）
守るみどり （保全・回復）	斜面緑地	風致地区拡大 条例や保全地区指定等による網掛け 下原（上の方）の開発抑制（崩れやすいため） 墓地建設の規制（斜面緑化の保色） 斜面地の植樹 雨水浸透枳	樹種や場所に応じた管理方法の整理（森の成長は自然に任せるやり方と森を育てる管理のあり方がある）
	水辺（河川・海岸）	河川上流の森をきれいにする 天願川を浚渫する 生き物が生育できる河川整備（多自然型・ビオトープ） 河川水の確保 観葉林の保全（石灰岩） 天願川にマングローブを増やす 川縁に樹木を植える	廃油を使った石けんづくり 畜産汚水の放流のコントロール（清流を取り戻すため）
	農地	水田（稲） い草の保全 電照菊の電気を LED 等の省エネ型にする 天願川の数箇所に農業用ダムを新設する	遊休農地の利用促進（課税） 地域資源のい草の活用・発展（い草の香りは体に良い）
	高台からの眺望	宇堅の発電所裏の整備（市民と行政協働）	
	屋敷林・シンボルツリー	屋敷林の維持への支援 石垣やフクギ林が残る屋敷そのものの保全	

	史跡・闘牛場	<p>地域文化財の整備（緑化・看板）支援 枯渇した地域の井戸の復元 ジョーミーチャー墓周辺の植栽と道路工事後の植生【兼箇段】 天願川戦争史跡（ターチ橋）の整備</p>	
つくるみどり （緑化）	公園	<p>蚊よけの草木を植える 公園整備【天願川沿い、赤道、天願】 シカンムイ（竹木）の公園化【米原】 野鳥の森公園展望台の改修 具志川運動公園のみどりを増やす（緑陰創出） 野外レクセンターの代替地の検討</p>	
	水辺(河川・海岸)	<p>具志川ビーチ（砂浜）に植樹（公民館がボランティアと一緒に） ヌーリリ川のギンネムの除木、枯れた桜を撤去し新しい桜を植樹 親水性のある河川整備 川の流れを遅くする整備（子ども達が遊べるように） 天願橋下流の護岸工事の早期着工 河川沿いの自然観察をするための散策路の整備 旧天願小跡の有効利用（川の博物館等） 海岸線のみどりを増やし観光にも役立つ 防風林としてアダンやフクギを植える 川辺に樹木を植樹</p>	<p>天願川 河口堰の遊水池の活用（ボート遊び等） 地域の井戸の活用 河川を子ども達の学習の場として活用する</p>

	街路樹	<p>アスファルト道路を少なくし浸透性の舗装道路を整備</p> <p>樹木の下に季節の花を植える（花いっぱい沿道整備）</p> <p>市町村が分かるような街路樹整備</p> <p>地域や専門家等の意見を聞き適材適所の樹種選定</p>	<p>通りに名称を付けて愛着を持つ</p>
	公共施設・商業施設のみどり	<p>屋上・壁面緑化</p> <p>公共施設（学校）生垣、塀の緑化</p> <p>既存樹木を避ける公共事業のあり方</p> <p>中部病院や民間商業施設の駐車場の緑化（緑陰）</p>	<p>高江洲中学校 OB 会の壁面緑化活動（蘭）の継続</p>
	各家庭や各地域（字）の緑化	<p>ブロックを植木にする</p> <p>露地率の設定（建築の規制）宅地のオープンスペース</p>	<p>住民による拠点施設の緑化活動の強化</p> <p>地域単位（自治会）の緑化計画策定と支援</p>
育てるみどり （維持・管理）	公園の維持管理		
	街路樹の維持管理	<p>せん定等の管理のあり方（樹木を丸坊主にしない手法）</p> <p>自治会が維持管理できるようなシステムづくり</p>	<p>市民による植樹管理</p> <p>県道街路樹の下に生えている草の除草</p> <p>街道樹の管理は管理者がきちんとする</p> <p>県道・国道の樹木の管理体制づくり</p> <p>街路樹等の維持管理に関する正しい知識を持つ</p> <p>落ち葉の有効利用</p>
	清掃・美化活動	<p>愛護活動支援制度 道路・公園等の清掃・緑化活動への支援</p> <p>清掃週間等の設置</p>	<p>清掃・美化活動は地域がやる</p> <p>天願川デーへの支援（金的）</p> <p>天願川デーに行政も一体となったボランティア活動</p> <p>天願川遊歩道の維持管理をしっかりと行う</p> <p>多自然型の河川も管理をしなければ荒れ果てる</p>

	組織・体制づくり		<p>地区組織のビジョン化(コミュニティ・ビジネス)</p> <p>緑化活動団体への支援</p> <p>地域と一緒に維持管理の協力体制づくり</p> <p>緑化団体の横の連携</p> <p>地域の人材を活用した緑化活動の展開</p>
	教育・意識啓発	樹木の説明版の設置	<p>組織の後継者づくり</p> <p>緑化推進員、グリーン推進員、E推進員の制度育成</p> <p>小・中・高校にボランティア課の新設</p> <p>みどりを大事にする心の育成</p> <p>うるま祭のプログラムに緑化祭・みどり祭等を入れる</p> <p>花まつり 地域のメイン通りに花のオブジェ・緑化等(中部農林高校も巻き込む)</p>

緑文字：市民・地域が主体
 青文字：行政(市・県・国)が主体
 橙文字：市民・地域と行政との協働

2) 石川地区

みどりのまちづくりに必要な環境整備・行動

分類	みどりの種類	必要な環境整備（ハード・制度）	必要な行動（ソフト）
守るみどり （保全・回復）	斜面緑地		素晴らしい景観である石川岳の緑の保全
	水辺(河川・海岸)		
	農地		市有地を農地として市民へ提供 遊休地の地主への指導 遊休地農地のレンタル（有効利用）
	高台からの眺望	伊波城からの眺望を守るための整備 イッペーの森からの良好な眺望のためモクマオウ撤去	
	屋敷林・シンボルツリー 史跡・闘牛場	一本松の復活 伊波城跡の復元整備・維持管理 各地域の拝所、井泉（カー）、松島の闘牛場の保全・整備 嘉手苅ヌチシヌジガマへの道路整備	井泉（カー）の調査を行う必要がある（現状の検証等） 専門家と一緒に地域資源の発掘検証
つくるみどり （緑化）	公園	公園整備【嘉手苅、南栄区、旭区】 市民の森公園の整備（遊具・グランドゴルフ等、大人と子どもが利用できる場、市民の憩いの場） 公園に花の咲く木を植樹 公園の遊具の修理、トイレの整備	広場の整備を行政も手伝う（アドバイス等） 市民の森公園を青少年への教育の場としての活用 市民の森公園と少年自然の家を連携させた体制づくり
	水辺(河川・海岸)	子ども達が遊べるような親水性のある河川整備 石川川に相応しい樹木の植樹	石川川の植栽の為の予算強化

		<p>石川川に整備されている街灯に電気を付ける(ウォーキング活動や防犯対策のため)</p> <p>河川の遊歩道の修理</p> <p>美原海岸にみどりを</p>	
	街路樹	<p>行政区ごとに花の通りをつくる</p> <p>イッペーの森に色々な樹木を植樹(サルスベリ、フクギ等)</p> <p>地域の声を反映し、地域に適した街路樹の選定(クロキ等)</p> <p>街路樹に向いていない樹木の変更</p> <p>国道 329 号沿いの花壇の整備</p>	
	公共施設・商業施設のみどり	ミニサンダンカの植栽(地域民家・公共施設の周り等)	
	各家庭や各地域(字)の緑化	ミニサンダンカの植栽(地域民家・公共施設の周り等)	
育てるみどり (維持・管理)	公園の維持管理		<p>市民の森公園の常駐管理人</p> <p>市民の森公園の PR</p> <p>年数回、人海戦術での清掃活動</p> <p>ボランティアと地域と行政が一体となった維持管理</p>
	街路樹の維持管理		<p>街路樹の管理(安全面のため)</p> <p>街路樹を育てるために肥料を入れる</p> <p>ボランティアと地域と行政が一体となった維持管理</p>

緑文字：市民・地域が主体

青文字：行政(市・県・国)が主体

橙文字：市民・地域と行政との協働

	<p>清掃・美化活動</p>	<p>犬のフン対策への条例化</p>	<p>クリーングリーン隊の活動の継続 清掃活動を行う 自治会長を中心に活動を広める 事業者(スーパー等)と地域の協力体制づくり(清掃活動) みどりに関する団体への補助 ボランティアと地域と行政と一緒に活動する(清掃活動等) 漁協との活動体制づくり(河川清掃等)</p>
	<p>組織・体制づくり</p>		<p>ボランティアを盛り上げ、ボランティア団体同士の連携を図る 自治会活動を活発にし、地域力を付ける 行政の対応を統一させる 地域のリーダー(自治会長等)、ボランティア団体、あらゆる事業者・協会、行政の連携</p>
	<p>教育・意識啓発</p>	<p>イッペー通り(イッペーの森)を将来の子ども達の学習の場として整備</p>	<p>子ども達の清掃活動の継続(教育の一環となっている) 市民活動(緑化活動等)の紹介(広報等) エコ教育 環境美化に対する意識づくり(市民、事業者、行政) 農家や業者(建設・タクシー等)のマナー改善(各協会や組合との連携)</p>

3) 与勝地区

みどりのまちづくりに必要な環境整備・行動

分類	みどりの種類	必要な環境整備（ハード・制度）	必要な行動（ソフト）
守るみどり （保全・回復）	斜面緑地	<p>勝連半島南側の樹林地帯の計画的な植林 斜面地へのみどりの吹き付け デー原の丘斜面地への植林【宮城】 風致地区指定（イークン山） 開発規制【藪地島】 保安林区域という看板（行政担当課の電話番号を表示） 保安林区域等での伐採に対する罰則 集落入口の保安林の解除（役目を果たしていない）【浜】 オオゴマダラの食草の植栽（平安座の山）</p>	<p>市が用地購入等を行う 保安林の管理方法の検討 勝手な伐採にすぐ対応できるシステムづくり 保安林保全のため自治会等との連携（巡視・連絡体制づくり）【伊計】</p>
	水辺（河川・海岸）	<p>河川保全 しむん川～港川【宮城】 海岸の防風林（アメリカカシノ）の保存【屋慶名】 海岸にモクマオウを植栽（市有地）【屋慶名】 海岸線にあるモクマオウの撤去 ビーチ側に自生するモクマオウやアダンの整理【照間】 海岸線（勝連半島）アダンの復元植樹 ヒルギ植樹（海中道路入口の海岸）【屋慶名～饒辺】 デー原浜、うく浜、アクナ浜、ンダカチナ浜の保全【宮城】</p>	<p>EMを定期的に海に流す 下水道接続の普及（海中道路入口の悪臭改善）</p>

緑文字：市民・地域が主体

青文字：行政（市・県・国）が主体

橙文字：市民・地域と行政との協働

	農地	<p>い草、田の保全 農地の接道部に土の塞き止め整備（農地から道路への土流出防止） 組合とも話し合ってピーグ田を一面植栽し、観光客や子ども達の体験学習の為の施設整備【照間】</p>	
	高台からの眺望	<p>良好な眺望点の保全 電気会社と連携して電柱を緑色に塗る 勝連城周辺の電柱地中化 海岸の樹木の伐採（砂浜と海を見せる）【屋慶名～照間】</p>	
	屋敷林・シンボルツリー	<p>名木や屋敷林に名称を付け、由来等を書いた統一されたサイン（名札）を整備する 古民家等のフクギの保全（市は助成・減税、所有者は適正な管理）</p>	<p>名木等の管理費への補助（予算） 名木 100 選の実施 大木、名木等の巡回マップづくり</p>
	史跡・闘牛場	<p>勝連城跡周辺の緑化整備（当時の植物を植樹） 史跡と周辺の保全・整備（シルミチュー、高嶺遺跡、製糖工場煙突、城壁跡、聖地への道路等） トウマイ城、カミダガマ（鍾乳洞）の保全【宮城】 屋慶名闘牛場一帯のみどりの保全 屋慶名闘牛場の周辺整備（トイレ等を含む）</p>	<p>地域が行政へ助成を要請し、史跡の手入れをする 聖地の樹木調査【藪地島】 史跡の維持管理のための予算を確保</p>
つくるみどり （緑化）	公園	<p>勝連城跡周辺の公園整備 公園整備【照間、桃原、饒波辺、平安名、内間】 農村公園の設備【照間】 公園周辺の土地の買い上げ【屋慶名】</p>	<p>産業処理場跡地の遊び場整備（ボランティア）への援助</p>

		<p>タカメジ（名呉山）の公園化 公園に遊具や健康器具の設置 内間児童公園内を芝生や安全マット等で整備 浦ヶ浜公園のトイレ整備【平敷屋】 キャロット愛ランドの整備（安心して利用できるよう）【津堅】</p>	
	水辺(河川・海岸)	<p>浜から上がる水道川へのぼる道の歩道整備 屋慶名川の親水性のある整備（現コンクリート造を改める） 屋慶名東海岸前の環境整備（人工ビーチか公園） 屋慶名港護岸の改修 海岸を活かした自転車道や遊歩道の整備【津堅】 海岸側の整備・植樹（全ての海岸を同じ木で統一） 浜ふるさと海岸の樹木の高さを統一【浜】 石油基地沿いの護岸整備（海が見えるように）【平安座】 海中道路の緑化遊歩道の整備（潮風に強い花や樹種を植え、きちんと手入れする）（花：桃色昼咲月見草、ツワブキ、マツバボタン等、樹木：ハマスーキ、アダン、モクマオウ等）</p>	
	街路樹	<p>みどりのトンネル 街路樹の選定（丸坊主にするのは無駄なやり方） 地域の協力を得ながら、世界遺産への入口を花いっぱいロードとして整備</p>	通りに名前を付けて親しみを持つ

緑文字：市民・地域が主体

青文字：行政（市・県・国）が主体

橙文字：市民・地域と行政との協働

	公共施設・商業施設のみどり	<p>役所と役所周辺の緑化</p> <p>平敷屋の地下ダムの緑化</p> <p>学校のグラウンドを芝生にする</p> <p>公共事業を行う会社が花を植える</p>	<p>企業が率先した緑化活動を行う</p> <p>市内の公共施設にあるクワディーサーの管理</p>
	各家庭や各地域（字）の緑化	<p>各家庭で緑の垣根づくり</p> <p>花いっぱい運動・一鉢運動の実施</p> <p>地域住民から花木等の提供を受け地域に花を植える</p> <p>花を植えるスペースをつくる（有料化）</p>	<p>美化コンクール（各字で競う）で表彰し広報に載せる</p> <p>計画的な苗の配布</p> <p>緑化の拠点づくり</p>
育てるみどり （維持・管理）	公園の維持管理	<p>撤去した遊具の早めの補充</p> <p>ロードパーク内の花園を各島で保持し育てる（コンクール化）</p>	<p>公園清掃に高齢者や仕事の無い人をパート採用</p> <p>うみんちゅ広場のトイレや周辺の定期的清掃等</p>
	街路樹の維持管理	<p>勝連城跡へ通ずる街路樹の管理</p>	<p>防災道路の除草作業の徹底【平安座】</p>
	清掃・美化活動	<p>落ち葉入れBOX（板製の箱）の設置</p>	<p>定期区民清掃、個人自主清掃、婦人会美化運動の継続</p> <p>ソフト事業への予算措置</p> <p>学校でみどりの日を設定（学校や地域の清掃活動等）</p> <p>子ども達による清掃活動を習慣化する</p> <p>樹木の剪定が上手な地域の人を活用（人材活用）</p> <p>清掃活動を行う自治会等の意見収集</p> <p>落ち葉や落種から肥料づくり（各学校等に呼びかける）</p>

	組織・体制づくり		<p>緑化団体のネットワーク 地域ボランティアへの助成補助 ボランティア団体等の組織化 地域・行政の維持管理の協働体制づくり 役割分担をはっきりさせる</p>
	教育・意識啓発		<p>市指導による全市的な意識の高揚 環境美化の日の設定 ボランティアグループの協力と育成 みどり・環境・景観等に対する子ども達への意識付け（アンケート等） 学校と連携した環境教育の強化 みどりについての学習の場の創出（公民館等）</p>

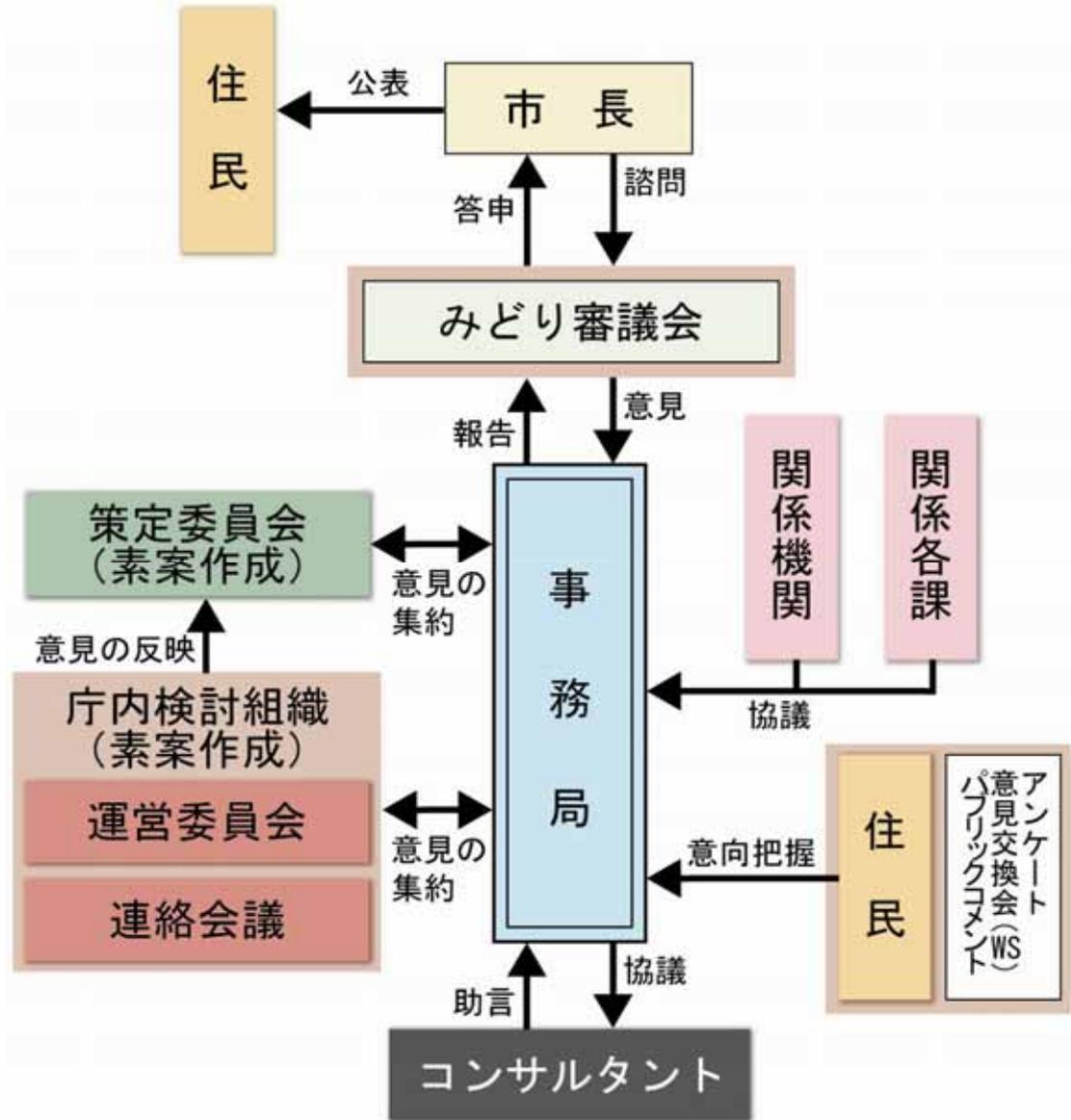
緑文字：市民・地域が主体
 青文字：行政（市・県・国）が主体
 橙文字：市民・地域と行政との協働

地区別意見交換会（ワークショップ）参加団体一覧

地区別意見交換会には、以下の地域住民等による緑化団体に参加して頂いた。その他、民生委員・児童委員協議会やうるま市女性連合会、自治会長等にも参加して頂いた。

	団体名	活動内容	備考
1	NPO法人 マングローブEEクラブ	州崎マングローブテラスを拠点に水辺環境の保全・再生活動、生態調査・WS等を実施。その他、地域の学童クラブ・子供会・学校・公民館等で環境学習講座支援。	NPO法人
2	NPO法人 うるま環境ネット	EMを活用し生ゴミの堆肥化、水の浄化、県内小中学校での環境教育等を実施。	NPO法人
3	うるま市 水と緑を考える会	河川愛護活動・水環境の保全・植生活動を行い、毎年、天願川デーを中心的に開催。その他、小中学校で環境学習等のお手伝い。	任意NPO
4	うるま市 ちょうちょう愛好会	蝶の舞う豊かな自然環境づくりを目的に、蝶の繁殖を図り、食草（ホライカガミ）植付、環境整備として除草作業を行う。その他、夏休み自然観察会も実施。	任意NPO
5	いひチャー川を 蘇生させる会	石川川河川敷の草刈りとゴミ拾いを実施。中流から下流の河川敷に桜を植樹して除草管理を行う。継続的に活動を行い将来は桜見が出来る川にしたい。	任意NPO
6	うるま市地域活動 支援センターなごみ	石川白浜地内の草花装飾による美化活動。支援センター利用者及び近隣住民との共同美化活動。	
7	イッペー会	石川東山2丁目地内の市道沿道で緑豊かな花のある地域の景観向上・植樹した花木の捕植保全。	
8	ユリの友	石川東山地内の国道沿道で緑化活動として花木の植栽・捕植。緑豊かな花のある地域の景観向上。	
9	第2土曜会	石川東山本町地内の石川警察署及び郵便局前の花壇で緑化活動として花木の植栽・捕植。みどり豊かな花のある地域の景観向上。	
10	すみれの会	平良川交番周辺と平良川通りで緑化活動として草花の植え付けを実施。	
11	やまびこ響会	石川前原遊歩道の花壇で保育園児とともに草刈り・植栽等の緑化活動。	
12	JAおきなわ 勝連支店女性部	JAおきなわ勝連支店前の市道植樹帯で花木の植栽や付近道路へのプランター設置といった緑化活動。	
13	港区グリーン ゆがふ会	石川赤崎の福地川河川敷で植樹、環境美化活動等で地域の人々との触れ合いを通し、緑豊かな潤いある住みよい地域づくりを目指す。	
14	あやはしをきれいに する女性の会	県道10号線屋慶名交差点付近、与那城陸上競技場においてプランター設置や花木の手入れ等、美化活動や清掃活動を実施。	
15	屋慶名 チーバッパーの会	屋慶名地域で草花の植栽、清掃活動等、花いっぱい運動を実施。	
16	平安座 フラワー通り会	平安座自治会館前沿道の花壇で草花の植え替えや低木の剪定等を実施。	
17	上平良川 ボランティア	喜屋武公園や上平良川公民館において、除草や草花の植え付け、清掃等、美化活動を実施。	
18	天願生き活き会	天願川周辺や隣接する道路の植樹樹において、植樹や除草等、環境美化を実施。	
19	赤野道好会	具志川環状線の前原高等学校付近から宇堅橋までの沿道で除草や草花の植え付けを実施。	
20	平安名福祉会 がじゅまるの会	川田原ポンプ場周辺の雑木を伐採し草花の植栽や清掃活動等を実施。	
21	屋慶名婦人会	県道37号線の植樹樹の除草や草花の植栽、地域の環境美化を実施。	

うるま市みどりの基本計画策定組織図



うるま市みどりの基本計画策定経緯

年度	日程	項目	内容	
平成20年度	平成20年10月15日～10月31日	市民アンケート調査	住民意見・意向の把握	
	平成20年12月～21年1月	現地調査	現地状況の把握	
	平成21年3月9日	第1回連絡会議	基礎調査編の検討	
	平成21年3月31日	みどりの基本計画基礎調査報告書作成	基礎調査編作成	
平成21年度	平成21年10月9日	第1回連絡会議	素案(序章・1章・2章)の検討	
	平成21年10月13日	第1回運営委員会		
	平成21年10月16日	第1回策定委員会		
	平成21年10月27日	第1回地区別意見交換会(ワークショップ)	与勝地区	地区の特徴的なみどり等に関する住民意見の抽出 (参考資料p34～43参照)
	平成21年10月28日		具志川地区	
	平成21年10月29日		石川地区	
	平成21年11月17日	第2回地区別意見交換会(ワークショップ)	与勝地区	環境整備・行動等に関する住民意見の抽出 (参考資料p44～55参照)
	平成21年11月18日		具志川地区	
	平成21年11月19日		石川地区	
	平成21年11月24日	第2回連絡会議	素案(3章・4章)の検討	
	平成21年11月27日	第2回運営委員会		
	平成21年12月2日	第2回策定委員会		
	平成22年1月15日	第3回連絡会議	素案(5章・6章・参考資料)の検討	
	平成22年1月18日	第3回運営委員会		
	平成22年1月19日	第3回策定委員会		
	平成22年2月1日～3月1日	パブリックコメント	素案の公表・意見募集	
	平成22年度	平成22年2月2日	みどり審議会諮問	市長からの諮問
			第1回みどり審議会	原案の審議
		平成22年3月26日	第2回みどり審議会	原案の審議
			みどり審議会答申	市長への答申
平成22年3月31日		うるま市みどりの基本計画策定	計画策定	

都市公園等一覧

都市公園一覧

	公園名	所在地	種別	用途地域 域内外	供用開始面積 (ha)	未供用面積 (ha)
具志川	1 市民広場	具志川 みどり町1丁目	街区	内	0.74	
	2 太陽公園	具志川 みどり町1丁目	街区	内	0.32	
	3 パンダ公園	具志川 みどり町2丁目	街区	内	0.26	
	4 わんぱく公園	具志川 みどり町3丁目	街区	内	0.23	
	5 エンジェル公園	具志川 みどり町3丁目	街区	内	0.38	
	6 のびのび公園	具志川 みどり町4丁目	街区	内	0.33	
	7 ビーバー公園	具志川 みどり町5丁目	街区	内	0.27	
	8 さくら公園	具志川 みどり町6丁目	街区	内	0.39	
	9 みどり公園	具志川 みどり町6丁目	街区	内	0.31	
	10 赤道交通安全広場	具志川 赤道	街区	内	0.20	
	11 スポーツ広場	具志川 赤道	街区	内	0.12	
	12 希望の広場	具志川 赤道	街区	内	0.12	
	13 がじゅまる公園	具志川 赤道	街区	内	0.09	
	14 ひまわり公園	具志川 赤道	街区	内	0.10	
	15 あだん公園	具志川 赤道	街区	内	0.23	
	16 宮里公園	具志川 宮里	街区	内	0.27	0.13
	17 げんき公園	具志川 宮里	街区	内	0.07	
	18 さんかく公園	具志川 宮里	街区	内	0.08	
	19 江洲中央公園	具志川 江洲	街区	内	0.25	
	20 いーじぬめー公園	具志川 江洲	街区	内	0.25	
	21 なかばる公園	具志川 江洲	街区	内	0.35	
	22 安慶名第1公園	具志川 安慶名	街区	内	0.30	
	23 安慶名中央公園	具志川 安慶名	地区	内	4.40	
	24 喜仲公園	具志川 喜仲2丁目	街区	内	0.33	0.17
	25 喜屋武マープ公園	具志川 喜仲4丁目	地区	外	3.57	2.83
	26 野鳥の森公園	具志川 宇堅	風致	外	4.90	
	27 宇堅公園	具志川 宇堅	街区	外	0.42	
	28 田場公園	具志川 田場	街区	内	0.87	0.03
	29 具志川運動公園	具志川 大田	運動	外	14.56	6.54
	30 西原第1公園	具志川 西原	街区	内	0.70	
	31 豊原農村公園	具志川 豊原	街区	外	0.31	
	32 栄野比公園	具志川 栄野比	街区	外	0.61	
	33 川田公園	具志川 川田	街区	外	0.20	
	34 高江洲農村公園	具志川 高江洲	街区	外	0.24	
	35 前原農村公園	具志川 前原	街区	外	0.26	
	36 喜屋武公園	具志川 喜屋武	街区	内	0.51	
	37 具志川番所跡公園	具志川 具志川	街区	内	0.04	
	38 昆布公園	具志川 昆布	近隣	内	1.44	0.46
	39 平良川公園(都決済)	具志川 平良川	街区	内		0.30
	40 米原公園(都決済)	具志川 兼箇段	街区	内		0.30
	41 江洲第2公園(都決済)	具志川 江洲	街区	内		0.37
	42 江洲第5公園(都決済)	具志川 江洲	街区	内		0.55
	43 江洲第6公園(都決済)	具志川 江洲	街区	内		0.28
	44 江洲公園(都決済)	具志川 江洲	近隣	内		6.40
	45 ヌーリ川公園(都決済)	具志川 田場	近隣	内		5.80
	46 上江洲パンタ公園(都決済)	具志川 上江洲	近隣	外		2.80
	47 港原海浜公園(都決済)	具志川 赤野	風致	外		25.10
	48 (仮称)安慶名第2公園	具志川 安慶名	街区	内		0.25
	49 1号街区公園	具志川 安慶名	街区	内		0.80
	50 2号街区公園	具志川 安慶名	街区	内		0.60
	51 3号街区公園	具志川 安慶名	街区	内		0.80
	52 1号緑地(安慶名土地区画整理事業地区)	具志川 安慶名	都市緑地	内		0.03
	53 2号緑地(安慶名土地区画整理事業地区)	具志川 安慶名	都市緑地	内		
	54 3号緑地(安慶名土地区画整理事業地区)	具志川 安慶名	都市緑地	内		
	55 緑地(江洲第二土地区画整理事業地区)	具志川 江洲	都市緑地	内		0.02
計					39.02	54.56

都市公園一覧(続き)

	公園名	所在地		種別	用途地域内外	供用開始面積 (ha)	未供用面積 (ha)
石川	1 親田原公園	石川	石川1丁目	街区	内	0.15	
	2 世栄津の森	石川	石川1丁目	都市緑地	内	0.18	
	3 世栄津の森公園	石川	石川2丁目	街区	内	0.25	
	4 渡口公園	石川	石川2丁目	街区	内	0.05	
	5 あげぼの公園	石川	曙2丁目	都市緑地	内	0.15	
	6 長佐久公園	石川	曙2丁目	街区	内	0.12	
	7 富森公園	石川	曙3丁目	街区	内	0.12	
	8 石川公園	石川	石崎1丁目	地区	内	10.17	
	9 東山第3公園	石川	東山1丁目	街区	内	0.29	
	10 東山ふれあい公園	石川	東山2丁目	街区	内	0.40	
	11 東山公園	石川	東山本町1丁目	街区	内	0.10	
	12 東恩納公園	石川	東恩納	街区	内	0.14	
	13 前原公園	石川	東恩納	街区	内	0.18	
	14 わかば公園	石川	東恩納	街区	内	0.17	
	15 前原西公園	石川	山城	都市緑地	内	0.22	
	16 赤崎公園	石川	赤崎	街区	内	0.13	
	17 石川市民の森公園	石川	石川	都市緑地	外	7.53	
	18 石川運動公園	石川	石川	街区	外	0.32	
	19 さくらんぼ公園	石川	山城	都市緑地	内	0.15	
	20 伊波公園(都決済)	石川	伊波	近隣	外		2.40
	21 (仮称)伊波城跡公園	石川	伊波	歴史	内		4.00
	22 1号街区公園(石川西土地区画整理事業地区)	石川	石川	街区	内		0.47
	23 (仮称)石川交流広場	石川	石川	広場	外		0.79
	24 前原1号公園	石川	東恩納	街区	内		1.70
計						20.82	9.36
勝連	1 平安名第二公園	勝連	平安名	街区	内	0.17	
	2 平安名公園	勝連	平安名	街区	内	0.12	
	3 内間公園	勝連	内間	街区	内	0.14	
	4 南風原公園	勝連	南風原	街区	外	0.24	
	5 南風原第二公園	勝連	南風原	街区	外	0.11	
	6 南風原ふれあいパーク	勝連	南風原	近隣	外	1.73	
	7 シートピア勝連公園(1号)	勝連	南風原	街区	外	0.14	
	8 シートピア勝連公園(2号)	勝連	南風原	街区	外	0.03	
	9 平敷屋公園	勝連	平敷屋	近隣	外	0.53	
	10 平敷屋運動公園	勝連	平敷屋	街区	外	0.23	
	11 浦ヶ浜公園	勝連	平敷屋	近隣	外	1.76	
	12 浜公園	勝連	浜	街区	外	0.15	
	13 浜漁港緑地公園	勝連	浜	近隣	外	0.90	
	14 比嘉公園	勝連	比嘉	街区	外	0.15	
	15 津堅公園	勝連	津堅	街区	外	0.09	
	16 キャロット愛ランド	勝連	津堅	近隣	外	9.96	
	17 (仮称)勝連城跡公園	勝連	南風原	歴史	内 外		2.50 18.08
計						16.45	20.58
与那城	1 与那城総合公園	与那城	中央	総合	内	12.40	
	2 屋慶名西公園	与那城	屋慶名	街区	内	0.11	
	3 屋慶名東公園	与那城	屋慶名	街区	内	0.10	0.03
	4 西原公園	与那城	西原	街区	内	0.13	
	5 与那城公園	与那城	与那城	街区	内	0.43	
	6 平安座西公園	与那城	平安座	近隣	内	0.90	0.08
	7 平安座東公園	与那城	平安座	街区	内	0.15	0.04
	8 宮城中央公園	与那城	宮城	近隣	外	1.10	
計						15.32	0.15
104	都市公園合計					91.61	84.65
用途地域内外					内	41.57	26.11
					外	50.04	58.54

網掛けは、未整備の公園

公共施設緑地(その他の公園)一覧

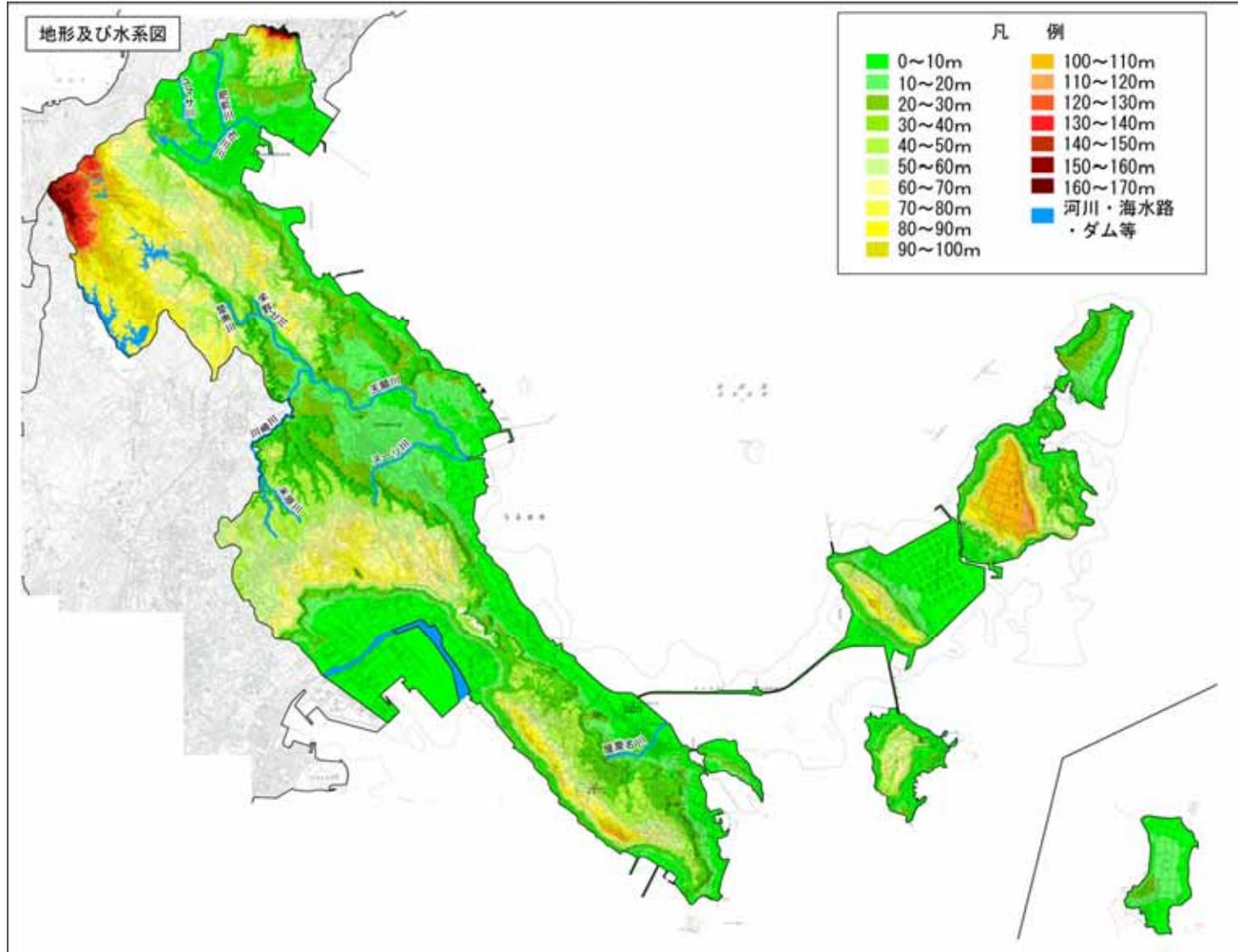
	公園名	所在地		用途地	敷地面積 (ha)
				域内外	
具志川	1 (仮称)州崎緑地1	具志川	州崎	内	0.70
	2 (仮称)州崎緑地2	具志川	州崎	外	3.00
	3 (仮称)州崎緑地3	具志川	州崎	内	3.90
	4 (仮称)州崎緑地4	具志川	州崎	外	2.80
	5 (仮称)州崎緑地5	具志川	州崎	外	2.80
	6 新夢咲公園	具志川	州崎	内	1.00
	7 全国植樹祭記念の森広場	具志川	高江洲	内	2.44
	8 兼箇段城跡	具志川	兼箇段	外	0.13
	9 赤野コミュニティー広場	具志川	赤野	外	2.82
	10 多目的グラウンド(宇堅)	具志川	赤野	内	0.13
	11 塩田記念公園	具志川	宇堅	外	1.13
	12 具志川グリーンタウン公園	具志川	塩屋	外	0.25
	13 仲嶺ハイツ公園	具志川	具志川	外	0.06
		具志川	仲嶺	外	0.03
	計				21.21
石川	1 石川イベント公園	石川	石川	外	1.90
	2 沖縄県立少年自然の家	石川	石川	外	1.30
	3 東恩納闘牛場	石川	東恩納	外	0.18
	4 伊波闘牛場	石川	伊波	外	0.03
	5 山城農村公園	石川	山城	外	0.20
	6 石川西緑道1号線	石川	石川丁目	内	1.39
	7 石川西緑道2号線	石川	石川丁目	内	
	8 石川西緑道3号線	石川	石川丁目	内	
	9 (仮称)石川浄水場広場	石川	東恩納	外	2.33
	計				7.34
勝連	1 うみんちゅ広場	勝連	南風原	外	0.94
	2 シルミチュー公園	勝連	比嘉	外	0.33
	3 勝連総合グラウンド	勝連	平安名	内	3.28
	計				4.56
与那城	1 屋慶名闘牛場	与那城	屋慶名	内	0.08
	2 照間地区農村公園	与那城	照間	外	0.33
	3 饒辺農村公園	与那城	饒辺	外	0.09
	4 海中道路ロードパーク	与那城	屋平	外	3.37
	5 平安座漁港緑地広場	与那城	平安座	外	3.09
	6 上原農村公園	与那城	上原	外	0.21
	7 ヌドゥンチ公園	与那城	伊計	外	0.03
	8 伊計公園	与那城	伊計	外	0.03
	9 仲原遺跡	与那城	伊計	外	0.47
	計				7.70
34	公共施設緑地合計				40.80
	用途域内外			内	12.92
				外	27.88

網掛けは、未整備の公園

参考文献一覧

作成者	名 称	作成年
国	緑の政策大綱	H6.9
県	沖縄県広域緑地計画	H14.3
	中部広域都市計画区域「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」	H16.3
	石川都市計画区域「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」	H16.3
	平成 19 年度 都市計画基礎調査分析 中部広域都市計画区域	H20.3
	沖縄県土地利用基本計画書	H18.3
	第 3 次沖縄県社会資本整備計画	H20.3
	沖縄県環境基本計画	H15.4
	琉球諸島沿岸海岸保全基本計画	H15.4
	沖縄県風致保全方針	H16.3
旧 4 市町	具志川市総合計画・第三次基本構想	H13.3
	石川市第三次総合計画	H10.3
	第三次勝連町総合計画	H14.12
	第四次与那城町総合計画	H16.3
	第三次具志川市国土利用計画	H15.10
	第 3 次石川市国土利用計画	H15.3
	第三次勝連町国土利用計画	H14.12
	与那城町第三次国土利用計画	H12.12
	具志川市都市計画マスタープラン	H17.3
	石川市都市計画マスタープラン	H12.3
	勝連町都市マスタープラン	H7.3
	与那城町都市計画マスタープラン	H14.3
	石川市緑の基本計画	H12.3
具志川市みどりの基本計画（素案）	H17.2	
市	新市建設計画	H16.8
	うるま市総合計画	H19.3
	うるま市国土利用計画	H21.3
	うるま市都市計画マスタープラン	H22.3
	うるましみどりの基本計画基礎調査委託業務報告書	H21.3
	うるま市観光振興ビジョン	H19.3
	健康うるま 2 1	H19.3
	うるま市障がい者福祉計画	H19.3
	うるま市次世代育成支援行動計画	H18.3
	うるま市地域防災計画（平成 19 年度修正版）	H19
	うるま市防災マップ	H18
	うるま市内石川地域遺跡詳細分布調査	H18.3
	うるま市の遺跡	H19.7
その他	新編 緑の基本計画ハンドブック	H19.4

地形及び水系図（河川名称入り）



うるま市みどりの基本計画
平成22年3月

発行：うるま市

沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号

<http://www.city.uruma.lg.jp/>

編集：都市計画部 都市計画課

TEL 098-965-5620（直通）

FAX 098-965-3565

E-mail tokei-ka@city.uruma.lg.jp（代表）



天願川



東の御嶽 (浜比嘉島)



野グスク (与那城)



石川運動場



高江洲中学校



ひまわり収穫 (津堅島)



屋慶名川



田場児童公園



オオゴマダラ (さなぎ)



緑化活動



オオゴマダラ



与佐次川 (平安座島)



茶畑 (山城)



稲刈り (字具志川)



石川多目的ドーム



街路樹 (県道 8 号線)



樹林地 (浜比嘉島)



大泊ビーチ (伊計島)



ビオスの丘